

監査結果公表第4号

包括外部監査結果公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人足立政治氏から包括外部監査の結果に関する報告書の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年2月18日

四日市市監査委員	伊藤靖彦
同	松岡光代
同	水野幹郎
同	森真寿朗

平成14年度
包括外部監査の結果報告書

(その1)
競輪事業について

四日市市包括外部監査人
足立 政治

平成14年度 包括外部監査の結果報告書

目次

第1 外部監査の概要

1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
	（1）外部監査の対象	1
	（2）監査対象期間	1
3	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4	外部監査の方法	2
	（1）監査の要点	2
	（2）実施した主な監査手続	2
	（3）対象部課	2
5	外部監査の実施期間	2
6	外部監査人補助者の資格等	2
7	利害関係	2

第2 監査の結果

1	四日市競輪の概要	3
	（1）競輪事業の概要	3
	（2）四日市競輪の概要	6
2	競輪事業特別会計の経営状況	11
	（1）四日市競輪の収支状況	11
	（2）他場比較	20

3	財務事務の状況	23
	(1) 財産	23
	(2) 収入(歳入)	29
	(3) 支出(歳出)	42
4	企業会計方式によるストック及びフロー情報の試算	50
	(1) スtock情報(資産・負債の状況)	50
	(2) フロー情報(損益の状況)	54
5	平成14年度の新施策	62
	(1) ナイター競輪導入の効果	62
	(2) 新賭式導入の効果	68

・報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合があります。なお、単位未満の端数は切り捨てています。

・文中の【指摘】は外部監査の結果に係ることであり、【意見】は外部監査の結果に添えて提出するものです。

平成14年度包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び四日市市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査の対象

競輪事業の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」

（2）監査対象期間

原則として平成13年度（必要に応じて、平成14年度及び過年度分）

3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

四日市市競輪事業特別会計（以下、「競輪特別会計」という）は、四日市市の特別会計の中で、おおよそ17%（146億円、平成13年度）の歳入・歳出規模をもち、大きいウエイトを占めています。また、昭和27年の開設以来、競輪事業は四日市市に累計155億円の貢献をしています。しかしながら、近時、公営競技（公営ギャンブル）の衰退傾向の例に漏れず、四日市競輪も車券売上高は減少（平成3年度の233億円をピークに減少し、平成13年度はピーク時の57%）し、四日市市への貢献額（一般会計への繰出額）も減少傾向にあります。競輪事業は特定の地方自治体に許された収益事業であり、従って、収益が生じなければ存在意義が問われるところです。一方で四日市市の財政状態は非常に厳しい状況です。競輪事業が収益を稼ぎ出し、自主財源として市財政へ貢献するという本来の役割を今後とも果たしてゆくことが出来るのか、そのために競輪事業の執行が経済的・効率的に実施されているか、について外部監査を実施する必要性を認めたためです。

4 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ア．競輪特別会計に関する財務事務は合規に執行されているか
- イ．競輪事業が経済的・効率的に運営されているか

(2) 実施した主な監査手続

- ア．競輪特別会計の予算書・決算書やその関連資料等を閲覧し、財務に関する書類とその根拠資料との照合、質問、財務数値の分析及び関連規程への準拠性の吟味を行いました。
- イ．現金等の公金の管理が法令等に従って適切に執行されているか検討しました。
- ウ．競輪場に係る公有財産・物品の管理が法令等に従って適切に執行されているか検討しました。
- エ．財務数値の経年比較、他都市比較分析を行いました。
- オ．企業会計方式による試算や分析を行い、財政状態や経営成績を検討しました。

但し、具体的な監査の実施に当たっては、外部監査の効率性の意味から対象書類や調査方法を限定する試査によっています。

(3) 対象部課

商工農水部事業課

5 外部監査の実施期間

平成14年7月1日から平成15年2月3日まで

6 外部監査人補助者の資格等

公認会計士	後藤幸二、高木由香里	その他	2名
会計士補	富板恭司、道家誠二	その他	1名
その他			2名

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はありません。

第2 監査の結果

1 四日市競輪の概要

(1) 競輪事業の概要

ア．競輪事業の目的

昭和23年に制定された自転車競技の基本法である自転車競技法は、その第1条に次のように規定しています。

「都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。」

これをまとめると競輪事業の意義・目的は次のようになると思われます。

自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化に寄与する。
体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与する。
地方財政の健全化を図る。

当然のことながら、地方公共団体として施行者である四日市市にとってはの「地方財政の健全化」が目的といえますが、単に地方財政の健全化という以上の期待があると思います。すなわち、貴重な自主財源として四日市市は競輪事業からの市財政への多額の貢献を期待していると思います。収益事業を行い、利益を獲得すること、そのこと自体が目的と考えます。従って、四日市市の競輪に関する条例・規則には、目的についての規定はありません。四日市市市政概要には、健全娯楽場の運営という目的が書かれていますが、あくまでも付随目的であるといえます。

イ．競輪事業を運営する関係団体等

競輪事業の運営には主に下記の関係団体等が係わっています。

(ア)競輪施行者

四日市市のように競輪を主催し、全般的運営を行う地方自治体をいいます。競輪事業を行う地方自治体の施行者数は平成14年4月現在98団体となっており、地方自治体以外の施行者はなく、いわば地域独占の立場にあります。なお、競輪施行者は競輪場1場に1自治体とは限らず、1つの競輪場を複数の自治体により運営する場合があります。また、西宮（施行者：兵庫県市町競輪事務組合）・甲子園（施行者：兵庫県市町競輪事務組合）・門司（施行者：北九州市）のように、競輪事業から撤退する施行者もあります。

(イ)競輪場

競輪場は自転車競技法・同法施行規則に定める競走場の基準に従って設置され、経済産業大臣の許可を受けた施設で、平成14年3月31日現在50場あります。

(ウ)競輪選手

競輪選手は日本自転車振興会及び自転車競技会の仲介を通して、競輪に出場します。平成14年4月現在S級選手として860人、A級選手として3,269人、合計4,129人が登録されています。平成13年度の競輪の選手賞金等の総額は532億円（選手賞金では総額513億円）となっており、このうち四日市市は四日市競輪の施行者として、平成13年度では約9億51百万円の選手賞金等を支払っています。また、選手は社団法人日本競輪選手会に属しています。

(エ)社団法人 全国競輪施行者協議会（以下「全輪協」という）

競輪施行者、関係行政機関、団体との連絡、調整、各種調査並びに競輪運営の改善を目的として活動を行っています。四日市市は全輪協に対し、平成13年度では77百万円の負担金（システム等の使用料を含む）を支払っています。

(オ)日本自転車振興会（特殊法人）

競輪事業の行政指導監督を行う経済産業省の外郭団体であり、競輪の公正かつ円滑な実施を図るとともに、自転車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的に昭和32年10月に設立されています。主な業務内容は、競輪選手・審判員・自転車の登録、検車員の認定、選手の出場あっせん、養成・訓練、自転車競技会の指導を行うほか、自転車等機械工業の振興、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に対する補助等を行っています。

施行者は、1号交付金（機械工業振興費）、2号交付金（体育その他公益事業振興費）、3号交付金（日本自転車振興会運営費）という自転車競技法により定められた、車券売上高の一定割合の金額を日本自転車振興会に支払います。四日市市は日本自転車振興会に対し平成13年度では4億82百万円の交付金を支払っています。なお、経済産業省は、「自転車競技法及び小型自動車競技法」の一部を改正し、平成14年4月1日から1号、2号交付金の軽減を図っています。

(カ)自転車競技会(特殊法人)

競輪施行者から委託を受け、主として競技面の実施に当たるほか、広告宣伝・車券発売・場内整理等の受託業務を行っています。四日市市は施行者として自転車競技会に対し、平成13年度では2億60百万円の交付金を支払っています。

(キ)公営企業金融公庫(特殊法人)

公共団体に対し、低利かつ安定した資金を融通することにより、住民の福祉の増進に寄与することを目的として昭和32年6月1日に設立された政府関係金融機関です。

地方財政法附則17条の2において公営競技を行う地方自治体は収益の一部を納付する事とされ、四日市市は公営企業金融公庫に対し平成13年度では1億44百万円の交付金を支払っています。

ウ. 競輪事業全体の傾向

「産業構造審議会 車両競技分科会」の競輪小委員会が、平成13年12月に公表した報告書「競輪事業の再興に向けて」(以下「競輪小委員会報告」という)では、競輪界全体の傾向として次のように記載されています(以下 抜粋)。

「競輪事業は、昭和23年の創始以来50有余年の歴史を有し、競輪事業の収益は、地方財政に対して、累計2兆8千億円の貢献を行うとともに、自転車等機械工業の振興や社会公益への還元として、累計1兆7千億円が活用され、広く社会に貢献してきている。しかしながら、長引く経済不況とライフスタイルや価値観の変化に伴い、競輪の売上高は平成3年度をピークに減少傾向を辿り、とりわけ、平成10年度以降はすべての公営競技の売上高が減少する中で、一段と厳しい状況となっている。

競輪の売上げは、平成3年度の1兆9,553億円をピークとして毎年減少を続けている。売上げの減少は、経済成長率を下回るのみならず、他の競合レジャーとの比較でも減少幅は大きく、その要因を景気動向という外的要因だけに求めることはできない。娯楽・レジャーにおける消費者の選択肢が多様化する中であって、競輪は相対的にその魅力を低下させたことから、既存ファンの競輪離れに歯止めがかけられない一方、新規ファンの開拓にも苦戦している。

また、平成3年度以降の入場者減少率は42.9%(中央競馬:9.3%、地方競馬:36.5%、競艇:30.5%、オートレース:32.4%)と、全公営競技中第一位となっている。ファンの来場頻度が大きく変わらないと見られることから、入場者の減少はファンの絶対数の減少を意味している可能性が高く、既存ファンの競輪離れは深刻な状況になっている。

全施行者の収支の時系列変化を見ると、平成3年度以降は悪化傾向にある。平成3年度から平成12年度にかけて、売上げは36.7%減少したが、施行者の収

益(単純収支(自ら開催する競輪のみの収支)ベース)は99.7%の減少となっている。場間場外車券発売の拡大に伴って、この引受に係る収入等の開催外収入が重要な収益となっており、これらを含めた競輪事業全体で見た総合収支ベース(他場開催の場間場外引受に係る収入等を含めた競輪事業全体での収支)での収益の落ち込みはそれよりも緩やかなものとなっているが(総合収支ベースでは、平成3年度から平成12年度にかけて、76.7%の減少)、いずれにせよ、収支は売上げの減少を上回るペースで悪化している。

施行者ごとの収支を見ると、施行者間に大きな格差が見られる。平成5年度以降、いわゆる赤字施行者が現れ、その数は増加傾向にある。平成12年度決算では、全73施行者中、単純収支ベースでは42施行者が、総合収支ベースでは22施行者が赤字となっている。収支改善が見込めない施行者を中心に、競輪事業からの撤退するケースが出ている(平成3年度以降平成13年度までで14の施行者が撤退)。他方で、事業運営の合理化・効率化など、積極的な経営努力を行うことにより、売上げ減少局面にあっても、高い収支率を達成している施行者も存在している。」

以上のような競輪界全体の傾向ですが、四日市競輪はどのような状況であるのか、以下検討します。

(注)競輪小委員会報告は、上記のような厳しい現実を踏まえつつ、競輪事業の再興に向けての諸プログラムにより、競輪事業の経営基盤の強化・確立と車券購入者等客本位の魅力ある競輪の実現を提言しています。このため、経済産業省の強いイニシアティブの下、競輪界全体が一丸となって各課題の実現を図ることとしています。

(2) 四日市競輪の概要

ア. 四日市競輪の略歴

四日市競輪は昭和27年1月に開設されて以来、昭和49年度までは順調に車券売上高を増やし、一般会計への繰出金も累計で約47億円に達していました。しかし、その後、車券売上高の減少傾向が見られたことから、早朝前売や松阪競輪場内に場外車券売場を開設、また、投票窓口の機械化と松阪場外車券売場とのオンライン化、並びに電話投票制度等の対策を行っています。しかし、平成4年度以降再び、売上高・入場者数に減少傾向が見られ、車番制の導入や、前売投票所以外の窓口でも前売車券が発売可能にシステムを変更する等の経営努力を行っています。これと並行して設備投資としては、メインスタンド特別観覧席完成、第2・第3スタンドの全面改修、北投票所・ドリーム

スペース完成、投票機器のマルチ化、開設以来初の競走路の全面改修等を行っており、これら設備投資の総額は公有財産台帳にある建物・工作物の記録だけでも約57億円となっています（平成14年3月31日現在）。

競輪事業から四日市市の一般会計に繰出された金額は開設以来の平成13年度までの累計で約155億円であり、四日市市の財政に貢献してきました。この繰出金を民間企業でいう配当金とみなして、開設以来平成13年度までの車券売上高の累計（約4,688億円）から払戻金（75%）を除いた事業の利益（約1,172億円）からどれだけ分配されたかを見てみると、13%の分配率でした。民間企業でいう法人税負担がないことや、地域に競合がない独占的事業であること等を考えれば、当然の結果とも思われますが、一定の成果をあげてきたと評価できると思います。なお、平成13年度の繰出金は50,000千円あり、一般会計に計上され、それぞれ保健衛生施設費に30,501千円、農林水産商工振興費及び中小企業金融対策費に15,815千円、その他に3,684千円が使われました。

イ．施設の概要等

四日市競輪の所在地、見取図及び施設の概要は以下の「図1-1」、「図1-2」、及び「表1-1」のとおりです。

図1-1 四日市競輪場の所在地



図1-2 四日市競輪場の見取図

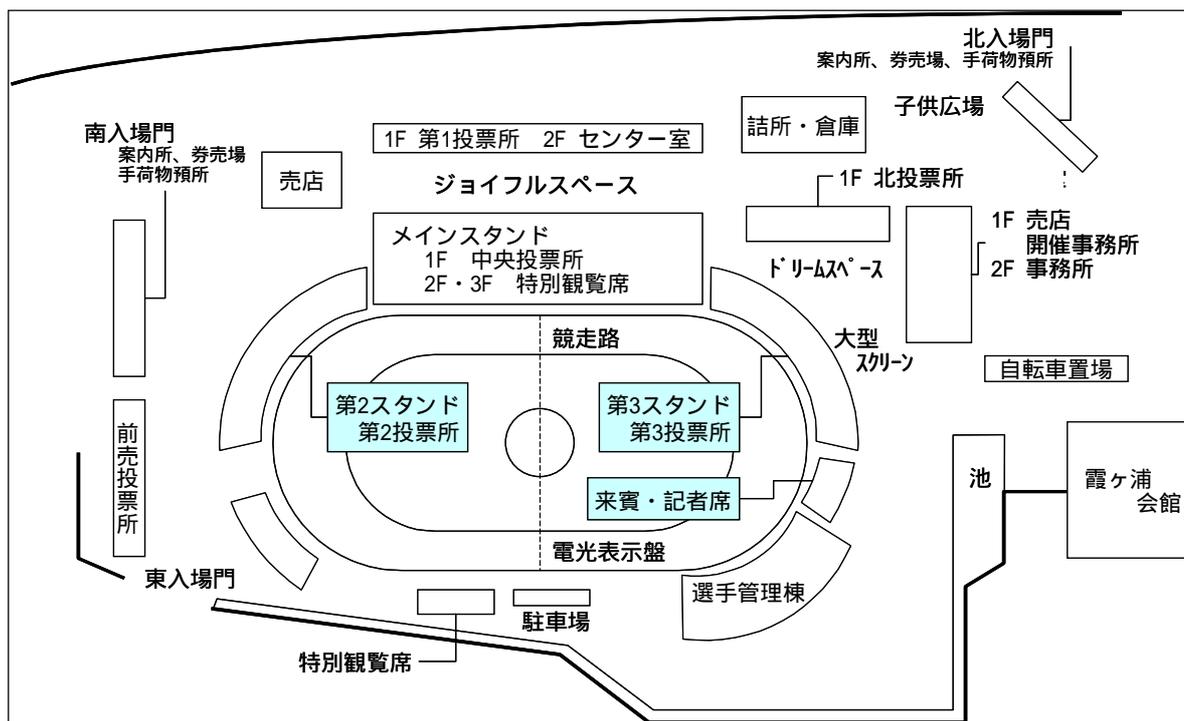


表1-1 施設の概要

・登録年月日	昭和27年1月21日				
・敷地面積	74,274.17㎡				
・競走路	1周 400m、幅員	ホームストレッチ	13.28m		
		バックストレッチ	11.50m		
・収容人員	12,000人				
・駐車場	面積	82,197㎡			
	収容台数	3,000台			
・窓口数					
	区分	投票所	払戻所	両替所	入場券売場
	設置数	7	5	7	2
	窓口数	209	42	21	9
・入場料					
	入場料	50円 (四日市市自転車競技条例第5条第1項)			
	特別観覧席	500円 (同条2項)			
・ホームページ	http://www.city.yokkaichi.mie.jp/keirin/				

ウ．組織と人員構成

競輪事業を執行する四日市市商工農水部事業課（以下「事業課」という）の平成13年度の組織体制は、次の「図1-3」、「図1-4」、「表1-2」及び「表1-3」の通りです。

図1-3 四日市競輪場の組織図

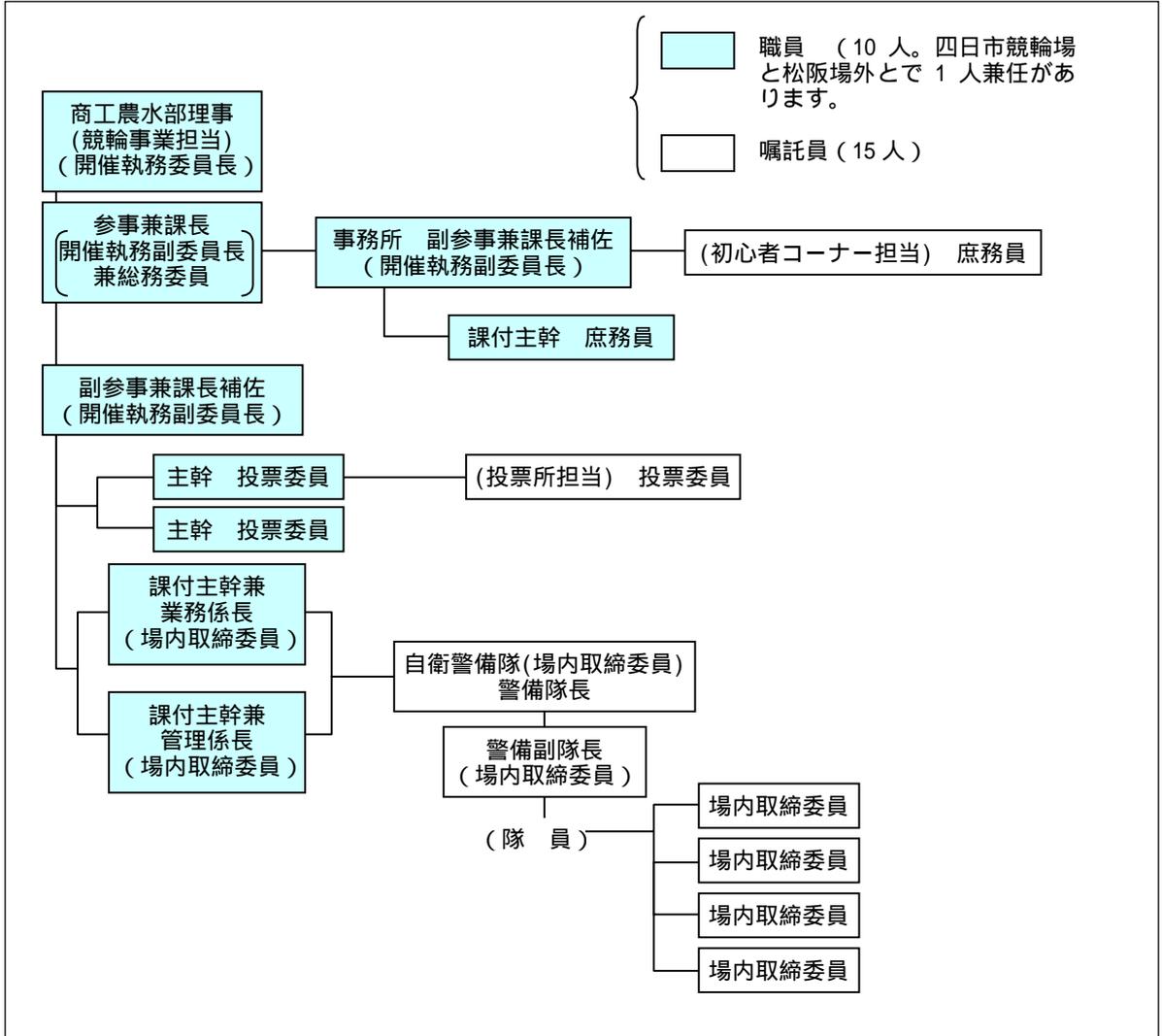


図1-4 松阪場外車券売場の組織図

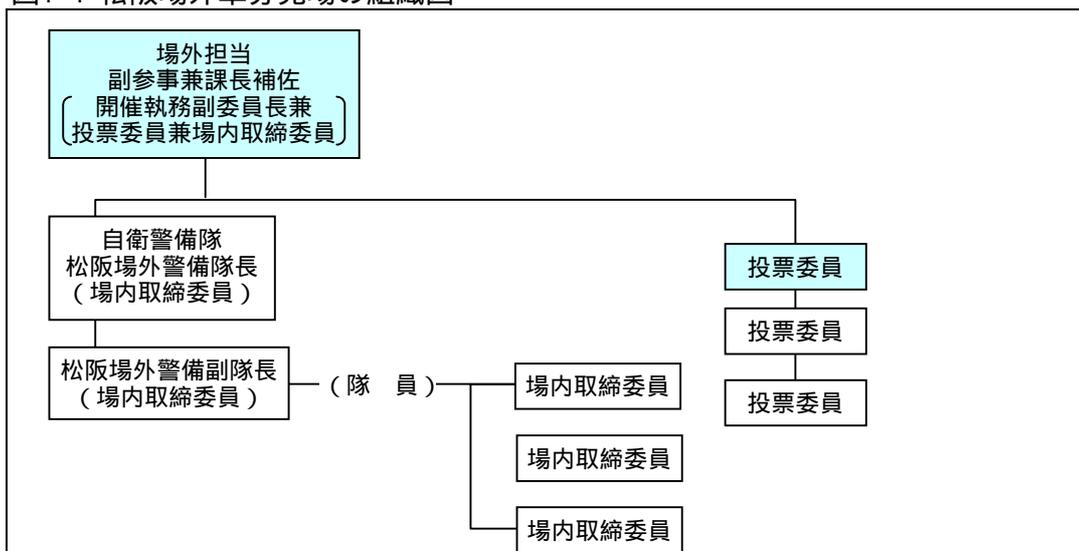


表1-2 職員数の推移 (4月1日現在) (単位:人)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度
職員	10	10	10
嘱託員	16	14	15
合計	26	24	25

(注)職員とは事業課所属の職員であり、嘱託員とは財団法人霞ヶ浦振興公社からの派遣職員(常勤)と競輪開催日を中心として勤務する非常勤の者として構成されています。

表1-3 臨時従事員数の推移 (単位:人)

		平成11年度	平成12年度	平成13年度
正規 従事員	本場	435	395	342
	松阪場外	116	105	103
	計	551	500	445
アルバイト 従事員	本場	12	16	15
	松阪場外	7	7	8
	計	19	23	23
合計		570	523	468

(注) 1. 臨時従事員とは競輪の開催時に車券発売等に従事する者です。本場の欄は四日市競輪場における臨時従事員数です。松阪場外の欄は松阪場外車券売場における臨時従事員数です。

2. 臨時従事員数は各年度の5月の一定の日の普通競輪開催時の人員を記載しています。

2 競輪事業特別会計の経営状況

(1) 四日市競輪の収支状況

ア．四日市競輪の入場人員・車券売上高等の推移

四日市競輪の平成元年度から平成13年度の13年間の入場人員・車券売上高・単年度収支等は「表2-1」のようになっています。これによると車券売上高、入場人員は平成3年度をピークに減少しており、若干、車券売上高が回復した年度もありましたが、傾向としては低落気味です。なお、単年度収支のうち平成元年度の黒字が大きくなっていますが、繰出金抛出前の単年度純収支（「表2-1」の（注）参照）の数字で見ると、実際には平成3年度が最近時では黒字幅が一番大きかったことが分かります。

表2-1 四日市競輪の入場人員・車券売上高等の推移 (単位：千円)

年度	入場人員 (人)	車券売上高	入場人員一人当 たり車券購入金 額(÷)	単年度収支	単年度純収支
元	353,417	19,448,219	55	621,783	921,783
2	372,053	22,027,212	59	229,763	1,029,763
3	385,523	23,387,010	61	252,453	1,752,453
4	377,268	22,799,678	60	737,328	762,671
5	360,685	21,742,215	60	1,198,445	301,554
6	347,908	20,705,461	60	183,606	116,393
7	318,100	20,238,033	64	254,005	254,005
8	304,229	17,799,425	59	208,080	158,080
9	305,322	18,085,682	59	172,222	152,222
10	283,049	16,637,329	59	7,436	42,563
11	255,861	15,898,012	62	128,639	78,639
12	222,306	16,149,047	73	72,928	127,071
13	221,426	13,303,147	60	171,231	21,206

(注) 1．単年度収支とは、形式収支（歳入合計 - 歳出合計）から前年度繰越金を控除したものをいいます。

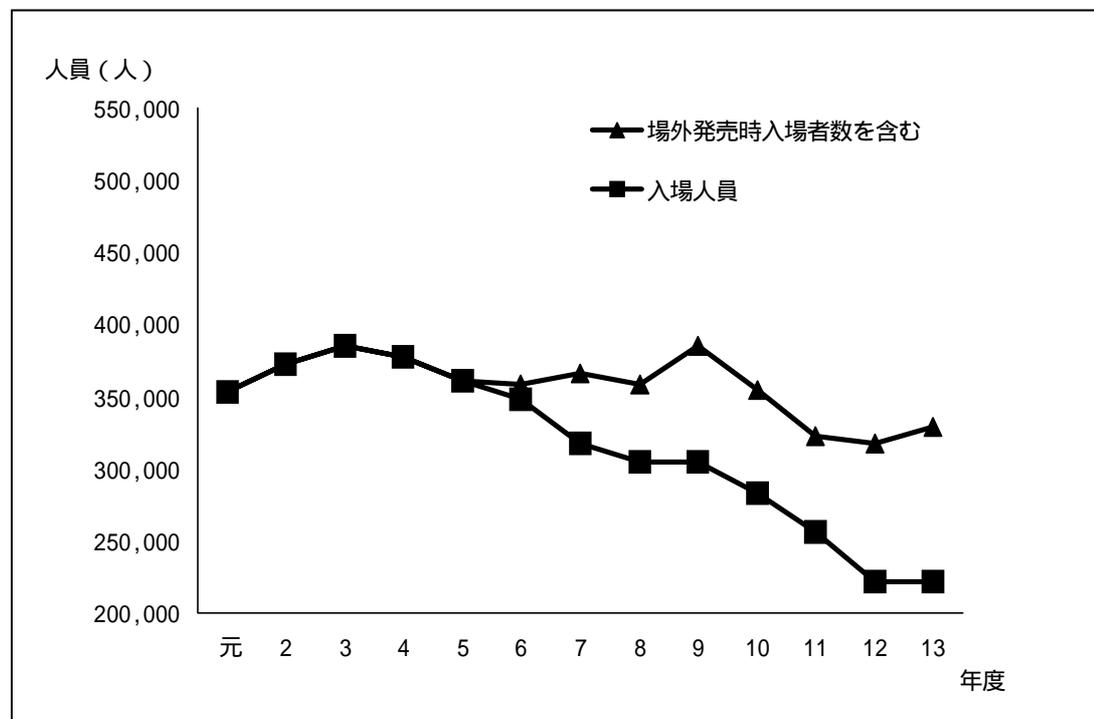
単年度純収支とは、単年度収支では理解が困難な実際の収支状況を表す一つの方式として次の算式による数字として本報告中用いています。

(単年度収支 + 繰出金 + 基金積立 - 競輪事業債収入)

2．平成13年度の車券売上高は前年度比18%の減少でしたが、一方、単年度純収支は83%の減少で、赤字額が1億円改善されています。これは、退職者の不補充による従事員の人員削減、各種手当の見直し及び委託内容の精査等による経費削減によるものです。

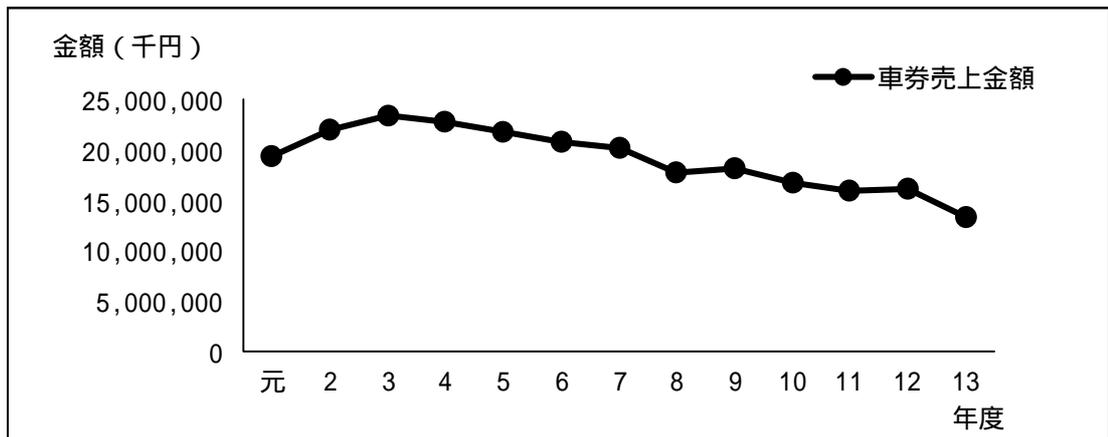
「表2-1」をグラフ化して各項目について細かく見てみます。まず、「図2-1」のように、(本場競輪開催時の)入場人員は平成3年度以降、ほぼ一貫して減少しています。「1 四日市競輪の概要 (1) 競輪事業の概要 ウ. 競輪事業全体の傾向」の競輪小委員会報告と全く同様に、四日市競輪でも平成3年度以降の入場者減少率は42.5%となっています。特に、最近の平成10年度以降の3年間の減少(約8万人)は、平成4年度以降の5年間の減少と並び大きなものになっています。平成12年度からはやや下げ止まっていますが、平成14年度入り、再び減少に転じる(ナイター競輪開催月を除く、前年同月比による)状況となっています。但し、入場者数という点では平成6年度以降開始した場外車券発売時の四日市競輪場入場者数を加味すると減少率はそれほど大きくありません。

図2-1 四日市競輪場入場者数の推移



次に、車券売上高は、平成3年度の233億円という額をピークに、これも景気の低迷に同調するように、ほぼ一貫して減少しています。この点も競輪小委員会報告の記述と同様の傾向となっています。平成13年度の車券売上高133億円は平成3年度の56.9%の水準となってしまいました。車券売上高と本場競輪開催時の入場者数の推移を見ると、入場者数の減少に比べて車券売上高の減少幅が小さく、数字上、入場者一人当たり車券購入金額が上昇したように見えます。しかし、これは昭和59年度から松阪の常設場外車券売場が開設されたことや昭和63年から電話投票が開始されたことにより、車券発売形態が多様化、本場以外での売上割合が増加したことによるものと考えられ、入場者一人当たり車券購入金額が上がったと見ることはできません。従って、本場競輪開催時の車券売上高と入場者数は、他場の特別競輪または記念競輪の発売拡大という理由もありますが、減少しつつあるといえます（図3-6参照）。

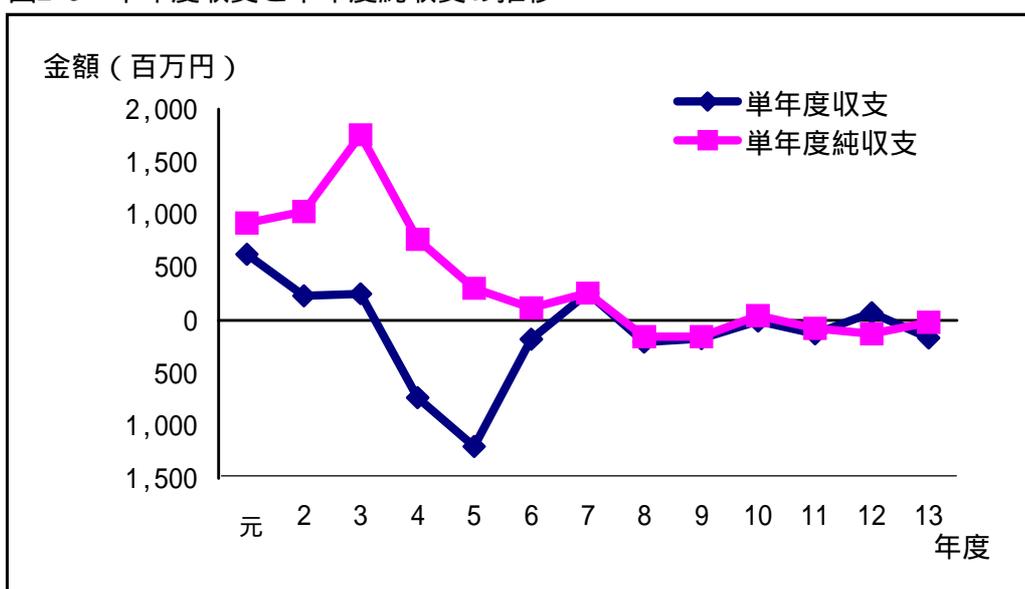
図2-2 車券売上高の推移



「表2-1」の(注)に記載したように、単年度収支は「歳入合計 - 歳出合計 - 前年度繰越金」で表わされ、当該単年度における収支の差額として官庁会計で用いられる指標です。しかし、この数値は一般会計への繰出金・基金への積立や競輪事業債発行収入が含まれているため、競輪事業自体の収支が不明瞭です。端的には平成5年度の単年度収支が大きなマイナスとなっていますが、これは平成3年度から3年間続いた一般会計への繰出金15億円の影響です。収支が悪化しつつある中で平成3年度という最高潮時のベースで繰出を実施したために生じたものです。このように単年度純収支におきかえてみると、赤字・黒字の状況がよく分かります。「図2-3」にあるように、平成3年度の17億円をピークとして、単年度純収支は低下してゆきますが、一方、車券売上高自体はそれほど大きく減少していません。これは、施設整備費（設備投資）が平成3年度と比べ、平成4年度以降多かったためと開催経費の増加によるものです。このように単年度純収支においても企業会計でいう、いわゆる資本的支出（設備投資）の影響が官庁会計の収支計算では除去されていないため、理解しづらいところがありますが、単年度収支よりは単年度純収支の方が、事業自体の成果を表す点で分かり易いものと考えます。

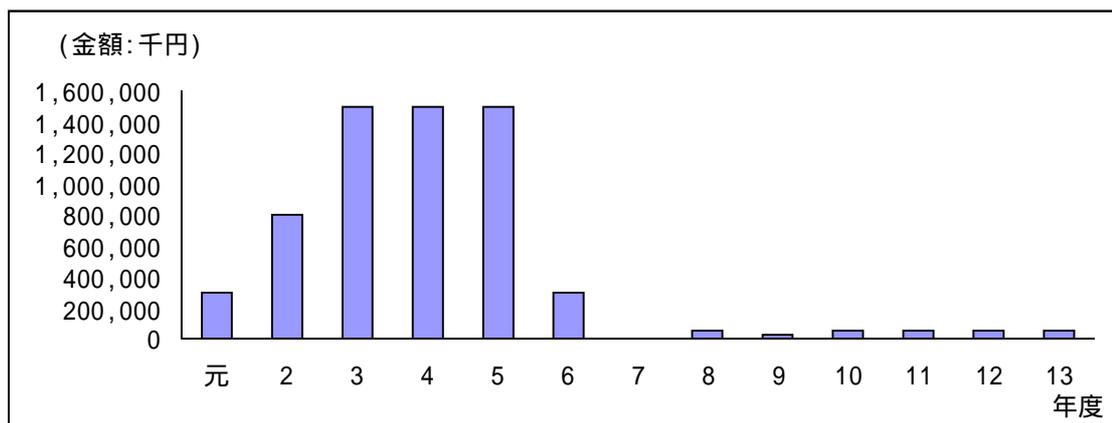
(注)開催経費の中で、平成5年度から平成10年度まで、セミマルチ投票機の使用料支払い（毎年度約3億円）がありました。この使用料と施設整備費等の影響により、平成5年度以降の単年度純収支の減少割合が、車券売上高の減少割合に比べ高くなっています。但し、平成10年度はセミマルチ投票機の使用料が約60百万円と減少したことにより、単年度純収支が向上しています。

図2-3 単年度収支と単年度純収支の推移



以上より、景気の低迷や娯楽・レジャーの多様化等の外的要因も加わって、四日市競輪の本場競輪開催時入場者数、車券売上高、単年度純収支は若干の回復を見た年度はあるものの減少を続け、特に平成8年度以降は単年度純収支のマイナスが恒常的(平成10年度を除く)となっています。現状では、一般会計への繰出を行っています。これも、平成3年度から平成5年度間の15億円の繰出をピークに減少を続けており(「図2-4」参照)、恒常的な赤字が続けば、繰出ができなくなるどころか、事業の継続のために一般会計から繰入せざるを得ない事態が想定されます。四日市競輪の事業目的として既に述べたように自主財源として市財政への貢献が期待されている以上、競輪事業に一般会計から繰出をする場合は、当然のことながら、将来、競輪事業の収支が好転し、その繰入額の回収も含めて財政貢献が見込まれるものでなければならないといえます。次項の「イ.車券売上内容の分析」では、競輪事業の将来見込みの検討のためにも、事業収支上最も重要な車券売上高の内容を検討します。

図2-4 繰出金の推移

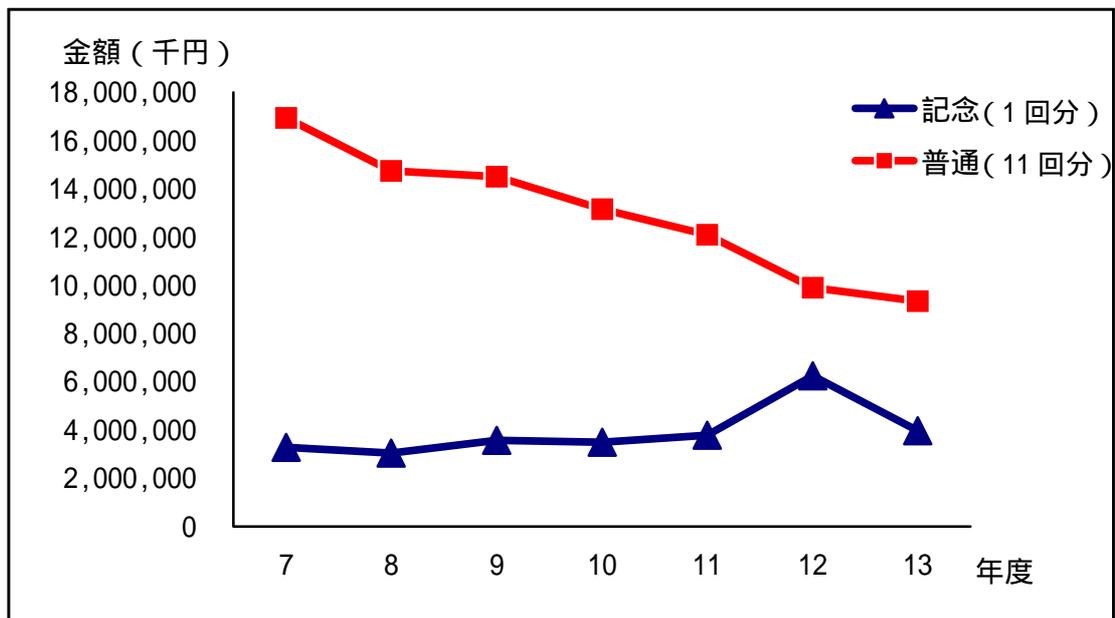


イ．車券売上内容の分析

「図2 - 5」は平成7年からの車券売上高の推移を普通競輪と記念競輪の分けて示しています。四日市競輪では、年12回開催された競輪の内、11回を普通競輪、1回を記念競輪として開催しています。「図2-5」により、普通競輪と記念競輪の車券売上高の推移状況を見ると、普通競輪は売上高が低下の一途を辿っているのに対し、記念競輪自体の売上高は安定しています。特に、平成12年度は好調でした。もう少し普通競輪、特別競輪それぞれの内容を販売形態として見てみると、以下の「図2 - 6」、「図2 - 7」のようになります。

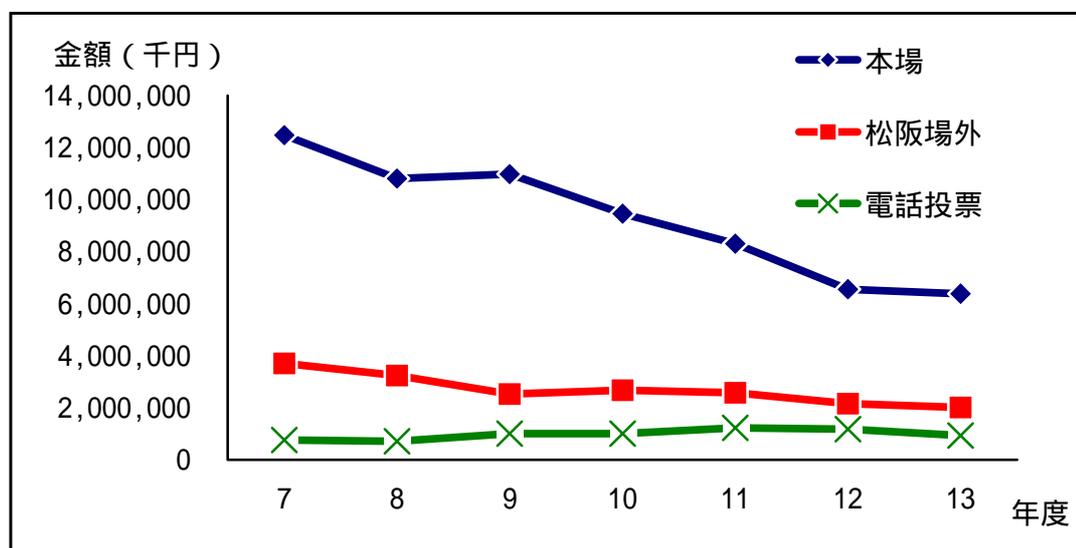
(注) 記念競輪とは、競輪場の開設を記念するため開かれる競輪で、四日市競輪では毎年4月に開催されます。四日市競輪場の所在地が通称霞ヶ浦で、桜の季節に開催され、周辺の桜が満開の様子から、桜霞杯争奪戦(おうかはいそうだつせん)と呼ばれます。G のレ・スグレードとされています。

図2-5 普通競輪・記念競輪の車券売上高の推移



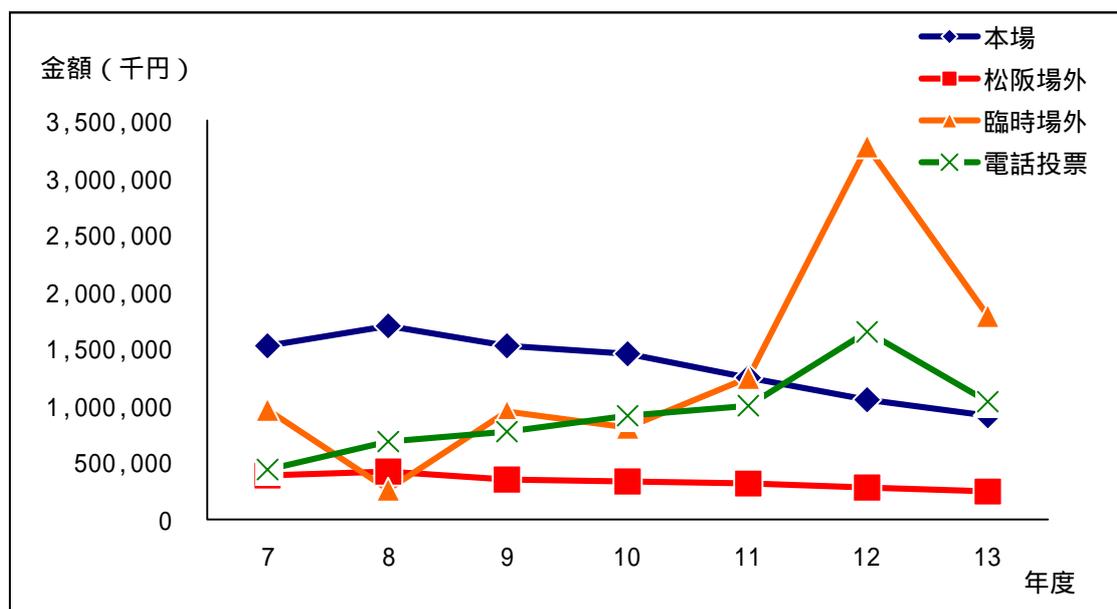
「図 2-6」は普通競輪の売上内訳の経年推移です。売上内訳は、本場車券売上高(四日市競輪場での車券売上高)、松阪場外車券売上高(常設場外車券売場である松阪競輪場で発売された四日市競輪開催レースの車券売上高)、電話投票売上高の3発売形態に分かれます。売上高は本場・松阪場外が減少している反面、電話投票による売上高は比較的安定しています。既に見た通り本場競輪開催時入場者数は平成3年度以降ほぼ一貫して減少しており、本場売上高の減少に大きな影響を与えています。車券売上高減少の要因の大部分が本場車券売上高の減少であり、入場者一人当たりの購入単価が上がらない限り、入場者数の減少に連動して売上高は減少することは既述のとおりです。このため、四日市市では平成14年度よりのナイター競輪の開催など、入場者数増加の取り組みを行っています。

図 2-6 普通競輪の発売形態別車券売上高の推移



「図 2-7」は記念競輪の売上高の内訳を本場車券売上高・松阪場外車券売上高・電話投票売上高、臨時場外車券売上高の4つ発売形態で経年比較をしています。臨時場外車券売上高とは、記念競輪などG以上のグレードのレースで、契約した競輪場その他場外車券発売所で発売された四日市競輪開催の記念競輪の車券売上高です。本場車券売上高は普通競輪の場合と比べ減少の程度が小さいものの、傾向としては低下しています。松阪場外車券売上高は経年比較ではほとんど変動はありません。一方、臨時場外車券売上高、電話投票車券売上高は、好調で特に平成12年度の臨時場外売上高は突出した結果(32億78百万円 前年比264%)となりました。その理由としては、記念競輪は人気があること、入場者や地域のファンといった枠をこえた車券購入者が存在し、それが臨時場外車券売場という発売形態の多様化とうまく結び付いたという点以外に、平成12年度の記念競輪後節の開催日程が平日であったためではないかと考えられています。すなわち、休祭日以外の日程であったため、他の公営競技との競合を避けることができたことによるというものです。これは四日市市の開催日程の選定と臨時場外車券発売の依頼という努力が成功したことでもあります。

図 2-7 記念競輪の発売形態別車券売上高の推移



このように絶対額では依然として本場売上高が大きなウエイトを占めているものの、その他の発売形態と比較すると低下の程度は非常に大きくなっています。一方で、臨時場外売上高や電話投票売上高は推移からは好調にみえますが、既に「表 2-1」で見たように全体として単年度純収支は平成 8 年度以降ほぼ赤字が続いています。この単年度純収支は、その他の収入（例えば競輪使用料）を加味した上での数字で、一方、経費はほとんど車券売上に係るものです。そこで、大雑把に車券売上高全体の収支(損益)状況を見るために、単年度純収支から競輪使用料を控除してみたのが「表 2-2」です。車券売上は平成 8 年以降 1 億円から 2 億円の収支マイナス（損失）が発生しています（設備投資分を考慮すると平成 12 年度はプラス）。このように車券売上高の多寡でなく収支差額で考えても、競輪特別会計は厳しい状況にあります。競輪使用料、払戻金端数切捨収入や払戻時効収入など本来のあるべき車券収入以外の収入で水面下に浮上しているという構図です。収支不足の資金は過去の蓄積である繰越金から充当しており、これが底をつくとも一般会計からの繰入となってしまいます。そのような事態が生じた時に、前項で述べたような、「将来、競輪事業の収支が好転し、その繰入額の回収も含めて財政貢献が見込まれる」というような事業努力が必要といえます。

表 2 - 2 車券売上の収支と繰越金の推移 (単位：千円)

年度	単年度純収支	競輪使用料	差引 (車券売上の収支)	繰越金
7	254,005	71,845	182,160	1,349,306
8	158,080	89,228	247,308	1,141,226
9	152,222	126,554	278,776	969,004
10	42,563	128,554	85,991	961,567
11	78,639	111,884	190,523	832,928
12	127,071	150,210	277,281	905,857
13	21,206	144,392	165,598	734,625

(注) 競輪使用料については、「3 財務事務の状況(2) 収入(歳入)イ. 競輪使用料」を参照して下さい。

(2) 他場比較

四日市市の競輪特別会計と松阪市及び一宮市の競輪事業特別会計を平成13年度について比較、検討してみました。松阪競輪と一宮競輪は四日市競輪の近隣にある競輪場であるため、比較の対象としました。「表2-3」は競輪事業特別会計の、「表2-4」は単年度収支の比較表です(なお、原則として、科目の配列等は四日市市の競輪特別会計に合わせて組替を行っています)。

表 2-3 四日市競輪・松阪競輪・一宮競輪の特別会計の状況 (金額：千円、%)

科 目	四日市		松阪		一宮	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
歳入						
・事業収入	13,331,493	91.2	14,905,794	94.8	20,450,980	94.6
・使用料及び手数料	144,392	1.0	-	-	283,416	1.3
・財産収入	25	0.0	437,818	2.8	21,384	0.1
・繰入金	-	-	76,539	0.5	-	-
・繰越金	905,856	6.2	119,981	0.7	644,725	3.0
・雑入	234,101	1.6	185,184	1.2	215,140	1.0
歳入合計(a)	14,615,869	100.0	15,725,318	100.0	21,615,647	100.0
歳出						
・総務費	269,938	1.9	200,212	1.3	361,117	1.7
・開催費	13,560,627	97.7	15,342,960	98.7	20,637,200	97.9
1.開催費	3,581,179	25.8	4,232,459	27.2	5,376,753	25.5
2.払戻金	9,979,447	71.9	11,110,500	71.5	15,260,447	72.4
・繰出金	50,000	0.4	-	-	80,000	0.4
・公債費	678	0.0	223	0.0	-	-
歳出合計(b)	13,881,243	100.0	15,543,396	100.0	21,078,317	100.0
歳入歳出差額(a)-(b) (次年度繰越金)	734,625		181,921		537,329	

(注) 松阪競輪場の歳入 .使用料及び手数料の欄がゼロですが、これは松阪競輪が、他競輪場という場外車券売場設置収入分を .財産収入の中に入れていることによります。

表 2-4 四日市競輪・松阪競輪・一宮競輪の単年度純収支の状況

(単位：千円)

科 目	四日市	松阪	一宮
次年度繰越金	734,625	181,921	537,329
前年度繰越金	905,856	119,981	644,725
(差引)単年度収支	171,231	61,940	107,396
繰出金等の調整額	150,025	76,539	240,794
(計)単年度純収支	21,206	14,599	133,398

3市の比較からすぐ分かることは繰入金と繰出金の点です。四日市市と一宮市は一般会計へそれぞれ50,000千円と80,000千円の繰出を行っています。これに対して、松阪競輪は一般会計への繰出金はなく、財政調整基金からの繰入金が76,539千円あります。この点は「表2-4」の単年度収支が松阪市は黒字であるのに対して、四日市市と一宮市が赤字であることと関係しています。単年度収支が黒字である松阪市は、平成13年度好調であったように見えますがそうではありません。これらの繰出金・繰入金とさらに基金積立を調整した単年度純収支をみると、四日市市 21,206千円、松阪市 14,599千円、一宮市133,398千円となります。すなわち、単年度収支と比べると四日市市はマイナス幅が減少していますが、松阪競輪は単年度収支のプラスが、単年度純収支ではマイナスに転じています。また、一宮市は単年度収支のマイナスが、単年度純収支では大きくプラスに転じています。このように平成13年度においては四日市市は事業収入が一宮市・松阪市よりも下回り、また、単年度純収支をみても、他の2市よりも下回っていることが分かります。

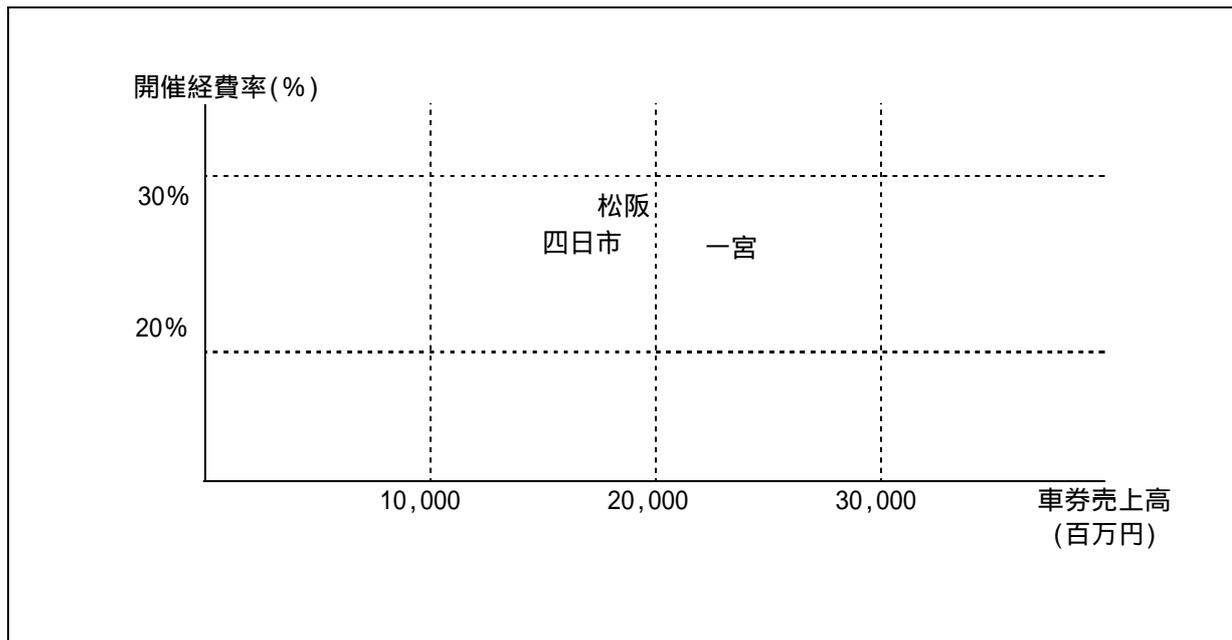
次に、車券売上高に対する各歳出項目の金額の比率を3市で比較すると「表2-5」のようになります。これによると、松阪市の開催費の率が他の2市(四日市市26.9%、一宮市26.4%)と比べ、28.6%と高いこと以外には、大きな違いはありません。四日市市の開催費率は松阪競輪よりも低いのですが、車券売上高は下回っています(「図2-8」参照)。収支の改善には、当然のことながら、車券売上高の増加を図ることが第一条件です。なお、車券売上高のさらに詳細な分析は「3 財務事務の状況(2)収入(歳入)」を参照してください。

表 2-5 四日市競輪・松阪競輪・一宮競輪の車券売上高に対する経費比率の比較

(単位：千円、%)

科 目	四日市		松阪		一宮	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
車券売上高	13,303,147	100.0	14,809,066	100.0	20,347,181	100.0
.総務費	269,938	2.0	200,212	1.4	361,117	1.8
.開催費	13,560,627	101.9	15,342,960	103.6	20,637,200	101.4
1.開催費	3,581,179	26.9	4,232,459	28.6	5,376,753	26.4
2.払戻金	9,979,447	75.0	11,110,500	75.0	15,260,447	75.0
.繰出金	50,000	0.4	-	-	80,000	0.4
.公債費	678	0.0	223	0.0	-	-
歳出合計(b)	13,881,243	104.3	15,543,396	105.0	21,078,317	103.6

図 2-8 車券売上高・開催経費率の比較



3 財務事務の状況

(1) 財産

事業課作成の「平成13年度決算調べ」(以下「決算調べ」という)に基づいて、公有財産及び物品の監査を試査により実施しました。なお、監査委員事務局監査の資料として作成された平成12年度定期監査調書も参考にしています。

ア．現金の保管状況

四日市競輪場には当たり車券払戻金を除いて、経費等の支払準備としての現金はありません。競輪開催日以外に四日市競輪場にある現金は、この払戻金として簡易払戻機(以下「払戻機」という)内にセットするための現金8,000千円のみです。この現金は簡易払戻機資金管理表と呼ばれる現金管理表と払戻機からアウトプットされる払戻明細表により管理され、この両者の合計は必ず8,000千円になるとされています。四日市競輪場実地調査日(平成14年7月22日)現在、払戻機内の現金及び手提げ金庫内に準備されている現金を実査し、払戻を行った金額との合計が8,000千円になっている事を確認しました。四日市競輪場内に保管されている現金は払戻時間終了後、機械内より回収し、大型金庫に保管されます。その他、防犯対策としては警備会社に夜間警備を依頼しています。預金からの引出しは事業課員のうち2名が行います。通帳は銀行に預けられ、事業課長が印鑑を別途保管する体制です。現金出納員が概ね1週間に一度、その時点の払戻資金の合計が8,000千円となるように、引出しを行います。8,000千円という金額は現金出納員の過去の経験から、概ね1週間の払戻準備金として適切という判断に基づいた金額であり、他に理由はありません。平成14年10月から11月の2ヶ月間の競輪非開催日(開催日は払戻準備資金が別途準備されるため除外)の一日当たりの払戻額の平均値から、1週間の払戻高を算定すると約4,200千円でした。現実には、現金残額が4,000千円を下回ると現金出納員が追加資金を引出し充当しています。一週間で平均4,200千円の払出しがあるとすると、残額は3,800千円前後となりますが、もし、高額配当の当たり車券が持ち込まれると1,000千円前後の資金が一度に必要な事もあるため、8,000千円という金額は明確な根拠はないものの支払準備資金量として、現状の車券売上高の規模から過不足ない金額と思います。手許現金の取扱に関する内部の規程の整備は民間企業においても、管理の最も基本とも言うべき事項であり、一定の規程を置く事が必要と考えます。官庁会計の会計規則だけでは対応できない部分を民間企業でいう内部管理規程あるいは業務マニュアルのような記載された手続書として備え置くよう(支払準備としての資金量金額を車券売上高による払戻規模に合わせて対応していくことも含め)要綱等で制定することが望ましいと思います。【意見】

イ．預金の管理状況

四日市競輪場における車券売上高等の全ての出納は普通預金通帳により管理されており、それらは「払戻前渡基金」、「未払車券相互払基金」、「車券売上高等」、「賃金基金」、「賞金基金」、「公衆電話代」の6口座に分かれています。これら6口座のうち、管理簿を記帳しているのは払戻前渡基金、未払車券相互払基金の2口座のみであり、他は通帳記帳をもって代用しています。

(ア)払戻前渡基金

競輪開催日終了後、未払の払戻金として確定した金額を車券売上高等の口座から振替える口座です。60日間払戻がなかったものに相当する金額は時効収入となります。

(イ)未払車券相互払基金

松阪競輪の未払車券払戻を精算するための口座です。松阪競輪の当たり車券の払戻資金として40,000千円を常にストックしており、払戻があると、40,000千円から取崩し、払戻請求額と差引金額を確認した上で松阪市に請求します。なお、40,000千円を払戻資金額としているのは経験的に40,000千円が払戻未払資金としてストックされていれば支払準備として適切という判断に基づいています。平成13年度、松阪競輪立替払の決済額の1回当たりの平均額は8,774千円であり、最大額では39,052千円の立替払いがありました。40,000千円という立替払い準備金の明確な根拠、取り決めはないものの、過大・過小とはいえないといえます。未払車券相互払基金は40,000千円という多額の資金を扱う預金口座であり、また、松阪競輪との間の取引も関係する預金口座であることから資金量に関する文書による定めが必要と考えます。支払準備としての資金量金額を車券売上高による払戻規模に合わせて対応していくことも含め、要綱等で制定することが望ましい思います。【意見】

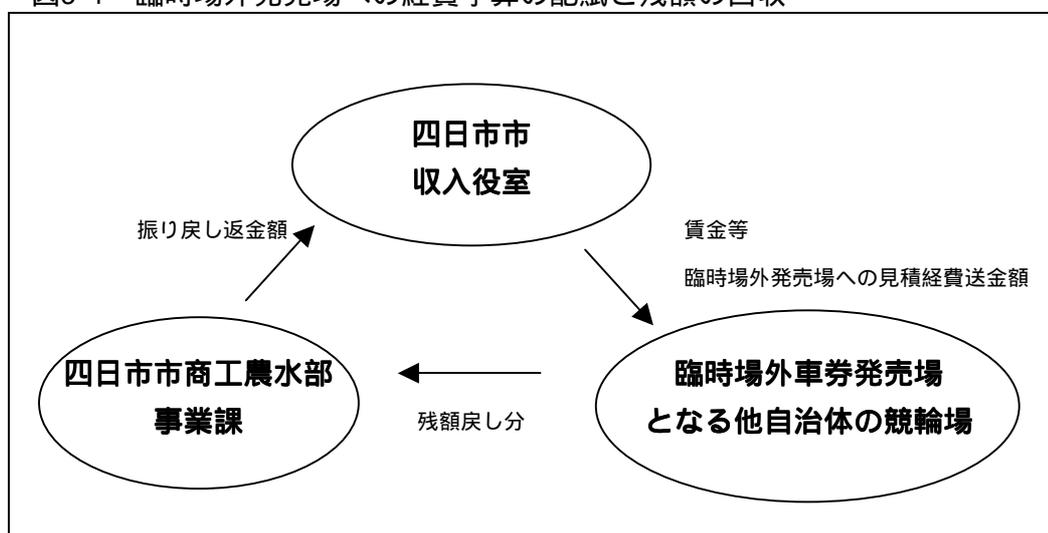
(ウ)車券売上高等

競輪開催中の運転資金を管理する口座です。すなわち、払戻資金を収入役室から受け入れ、開催期間中の純収入額（車券売上高から当たり車券払戻金を差し引いた1日の純額）を同口座に入金し、未払いの払戻金として確定した金額を払戻前渡基金に振替え、残額を収入役室に返還入金する口座です。従って、開催後の残高はゼロとなります。車券売上高等の口座は市の収入役室に返納するまでの間の通過口座にすぎず、従って、残高管理簿はなく、通帳が帳簿の代替とされています。

(工)賃金基金

本来、四日市競輪の臨時従事員の賃金を支給するための口座であり、臨時従事員に賃金を支給した後は残高がゼロとなる口座です。賃金基金の口座は賃金が配分されるまでの間の通過口座にすぎず、従って、残高管理簿はなく、通帳が帳簿の代替とされています。しかし、実際には別途、経費の管理にも使用しています。すなわち、場外発売を行う記念競輪の各臨時場外発売場に事前に送金した経費見積額（経費予算）の残額を受け入れる口座としても使用しています。経費の未使用残額として入金された資金は臨時場外発売場である各競輪場からの精算書が到着後、明細を作成する等内容を吟味し、残額を収入役室に払い戻します。収入役室に払い戻した後の残高はゼロとなります（「図3-1」参照）。

図3-1 臨時場外発売場への経費予算の配賦と残額の回収



この経費残高の払戻額は年に1度の記念競輪開催時のみ使用されるので、新たな口座を開設はせず、賃金口座を使用しているとのことですが、この用途は本来の口座の使用目的とは異なり、また、通帳の記入や決済を複雑化させています。従って、新たに口座を開設し、目的に従った使用を行う事が有用と考えます。【意見】

表3-1 記念競輪最終日と賞金基金口座に入金された残額の返還時期

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
返還時期	平成 11 年 6 月 21 日	平成 12 年 7 月 12 日	平成 13 年 6 月 26 日	平成 14 年 11 月 22 日
開催最終日	平成 11 年 4 月 26 日	平成 12 年 4 月 20 日	平成 13 年 4 月 30 日	平成 14 年 4 月 16 日
精算に要した月数	2 ヶ月	3 ヶ月	2 ヶ月	7 ヶ月

「表3-1」のように、通常、競輪開催後2ヶ月から3ヶ月で精算書の全てを回収し、経費使用後の残額を収入役室へ返還していますが、平成14年度は上記のように開催後7ヶ月後に最終精算が終わっている状態でした。その理由についての事業課の回答は、「四日市競輪の内部で担当者が変更になったことによる不慣れのための遅れ、場外発売を委託した佐世保市と奈良市の競輪場からそれぞれ5月20日と7月26日まで残額の入金がなかったこと、両市の精算書の到着が遅れたこと、さらにその中で精算書に不備があったこと等の理由により最終的な決済が遅れたものである。」とのことでした。

(オ)賞金基金

出走した選手に賞金を支給する資金の口座です。開催日終了後は必ず預金残高はゼロになります。賞金基金口座は選手に賞金を支給するまでの通過口座にすぎず、従って、残高管理簿は存在しておらず、通帳が帳簿の代わりとなっています。

(カ)公衆電話代

四日市競輪内に存在する公衆電話2台の料金をこの口座に入金し、NTTからの利用料金の引落決済が行われる口座です。便宜上2台設置していますが、この公衆電話の平成13年度の利用実績は2台合計で年間132,250円であり、四日市競輪としての使用料収入は35,667円でした。平成14年度において、公衆電話からの料金回収と同口座への適時の入金を失念したため、使用料の引落不能の状態が3度発生し、NTTからの督促を受けました。預金口座からの引落不能分はコンビニエンスストアで決済する等で処理したため、銀行通帳上では不明の状態でした。このような事態が生じると、通帳記帳の内容が事実と相違してしまいます。公衆電話の設置必要性も含め、管理方法の検討をする必要があるといえます。【意見】

別途帳簿のある2口座については平成14年7月22日現在の通帳残高を管理帳簿と突合せ、その整合性の確認を実施しました。払戻前渡資金については調査を行った7月22日現在、管理簿と通帳残高とが不一致でした。その原因を調査したところ、あらかじめ収入役室から受け取った1億円と車券未

払金確定額との差額を、誤って前節終了後の平成14年7月8日に返還してしまっただけでした。本来は6日間の競輪終了後（後節終了後）に収入役室に返還するものでした。これを、帳簿上は返還しなかったものとして処理したため、通帳と乖離したものです。追跡調査により6日間の競輪終了後の8月6日以降は通帳残高と一致していることを確認しました。管理簿の記帳を口座入出金の事実に基づいて正確に行うよう注意して下さい。【指摘】

また、一競輪開催終了後に未払い分を精算するという慣行になっていますが、精算・返還のあり方をルール化する等の明確化が望まれます。

他方、未払車券相互払基金については、管理補助簿と通帳との間に乖離はなく整合していました。

管理簿の存在していない口座については、通帳を閲覧しました。賃金基金口座に付いては、既述の通り場外発売を行った他場の全ての入金とその精算が行われるまで残高はゼロにならず、管理簿等の帳簿による管理が必要と考えられます。また、公衆電話代口座については既述のとおりです。この2つの口座以外についても、通帳では帳簿記入で行われる摘要欄記入がなく、記帳された金額の内容が不明となることもありえます。預金通帳で代替するのではなく、帳簿を作成することが有用と考えます。【意見】

ウ．公有財産

競輪場所在の霞ヶ浦緑地は、公園緑地課、スポーツ課、商工課及び事業課がそれぞれの事業に係る施設の土地を所管(使用許可等を担当)しています。競輪場及び霞ヶ浦会館の土地が事業課の所管ですが、競輪来場者用の駐車場は公園緑地課の所管です。事業課が所管する土地の価額は管財課の「土地台帳」上では、評価替後(平成14年3月31日現在)で19億7千8百万円となっています。建物・工作物については「建物台帳」、「公有財産調書」によると、平成14年3月31日現在は「表3-2」のとおりでした。

表3-2 建物等の価額

(単位：千円)

	取得価額 (公有財産の計上額)	減価償却を想定して算 定した簿価(試算額)
建物	4,035,495	2,037,826
工作物	1,725,992	1,049,515

(注) 減価償却費は、法人税法の「減価償却資産の耐用年数に関する省令」の耐用年数を当てはめて、定額法(残存価額ゼロ)で試算しました。

事業課が管理する公有財産のうち、「土地、建物」以外の「工作物、無体財産権、出資による権利」については、実査を行いました。

工作物については平成13年度の「公有財産調書」(事業課作成)から任意に7件抽出して、現物と照合した結果、全件その実在性を確認できました。

無体財産権は、競輪専用マスコットキャラクターの商標登録に係るもの(1件、294千円)であり、商標登録証の控えにより登録の事実を確認しました。

出資による権利は、財団法人暴力追放三重県民センターへの出捐金2件(計40,000千円)と財団法人霞ヶ浦振興公社への出捐金1件(50,000千円)であり、その証書の控え(コピー)と突合しました(原本は収入役室で保管)。

エ．物品

平成13年度の「重要物品に関する調書」(金額1,000千円超の重要物品を記載)から任意に8件抽出して現物と照合した結果、全件その実在性を確認できました。同様に「物品現在高報告書」(金額1,000千円以下の物品を記載)から任意に6件抽出して、現物と照合した結果、そのうち3件は存在を確認できませんでした。その理由は、これらの物品が既に処分済みであり、「物品現在高報告書」上、廃棄処分の事務処理を失念したことによるものでした。「物品現在高報告書」の記載を改めると共に、不用品処分を適切に行う必要があります。【指摘】

「四日市市会計規則」第151条規定の「物品出納員は、毎年3月31日現在における物品の現在高を帳簿と照合し、物品現在高報告書を作成のうえ、5月31日までに主管の長に提出し、主管の長は、これを収入役を経て市長に報告しなければならない。」にある帳簿と物品の照合は、事業課においては網羅的に行われていませんでした。【指摘】

(2) 収入(歳入)

平成13年度の競輪特別会計の収入(歳入)について、収入経理簿及び決算調べの内訳をもとに、根拠資料との照合、質問、財務数値の分析(車券売上高を中心として)及び関連規程への準拠性の吟味等を行いました。

表3-3 収入(歳入)の内訳 (単位:円)

科目	平成13年度
車券発売金	13,303,542,800
入場料	27,950,300
競輪使用料	144,392,111
払戻金端数切捨収入	35,535,390
車券事故収入	257,010
払戻時効収入	20,565,330
実費弁償金	9,180,576
雑入	168,290,582
預金利子等	297,954
繰越金	905,856,948
収入合計	14,615,869,001

決算調べより作成

ア. 車券発売金と入場料

収入のうち、車券発売金、入場料については年12回の各開催ごとに経済産業省に報告される競輪開催収支報告書(以下「経済産業省収支報告」という)の合計と決算調べが合致していることを確認しました。この内、平成13年第4回競争(前節:平成13年7月7日から7月9日、後節:平成13年8月14日から16日)については、経済産業省収支報告と車券売上高等の普通預金口座の通帳とを突合せ、実際の入金と収支報告とが整合している事を確認しました。

(ア) レースグレードと売上形態が売上高に与える影響

「図3-2」に示すように、年間行われる競輪競争(レース)は、G P、G、G、G、F、Fの6段階のグレードに格付けされ、特別競輪の開催日程は、特別競輪等運営委員会が決定します。また、レースグレードが高いほど1開催当たりの平均車券売上高は高くなっており、グレードの高いレースを誘致する事により、施行者の車券売上高は大きくなるといえます。施行者として四日市市が通常行っているのは、普通競輪のFとFで、年1回の記念競輪はGのグレードです。1開催当たりの車券売上高が多額になるグレードのレースを誘致できれば、売

上増をもたらし収支が改善できるといえます。

(注) 特別競輪等運営委員会とは、特別競輪(G 以上)を開催しようとする施行者の開催計画等について審議し、決定する組織であり、日本自転車振興会、全輪協、社団法人日本競輪選手会、自転車協議会全国協議会、全国競輪施設協会及び経済産業省製造産業局車両課の6団体の長及び役員で構成する任意団体です。

図3-2 平成13年度1開催(11ないし12レース)当たり平均車券売上高

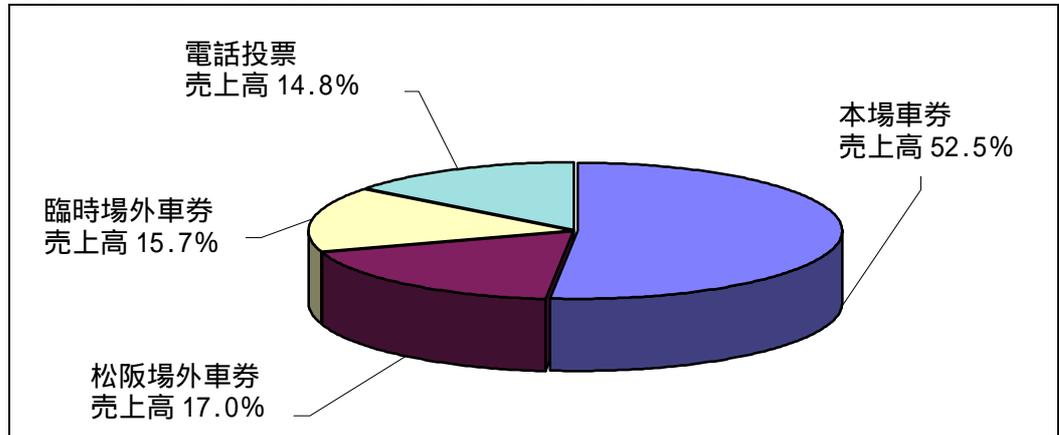
(単位: 千円)

特別競輪	KEIRINグランプリ	8,299,950 (1レース分)	全国の1開催(6日)当たり	
	競輪祭、日本選手権、高松宮記念杯、寛仁親王牌、オールスター、全日本選抜	26,945,939		
	東西王座戦、ふるさとダービー(全日本トライアル)共同通信社杯、ヤンググランプリ	18,142,833		
記念競輪	オールS級戦11R記念競輪	7,118,957		
	普通競輪	S級戦5R・A級戦6R		653,284
オールA級戦10R		388,438		

(注) 競輪格付けの内容として、特別競輪は日本選手権、オールスター、高松宮記念杯、競輪祭、全日本選抜、寛仁親王牌・世界選手権記念トーナメントの六つを中心に、これに同位に格付けされる特別競争の KEIRIN グランプリ、さらに共同通信社杯、特別競輪のふるさとダービー等をいうものとされています。従って、競輪は特別競輪、記念競輪及び普通競輪の3区分に分けられます。

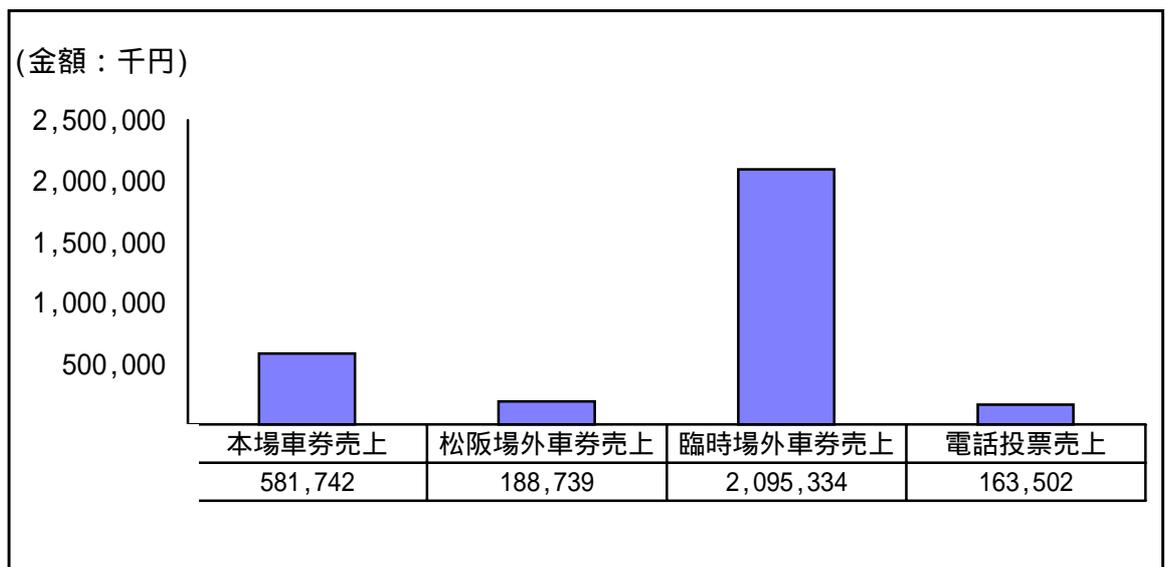
既に「2. 競輪事業特別会計の経営状況(1) 四日市競輪の収支状況イ. 車券売上内容の分析」で見たように、車券売上高の形態には、本場車券売上高、松阪場外車券売上高、臨時場外車券売上高、電話投票売上高の4形態があります。

図3-3 平成13年度車券売上高の形態別割合



「図3-3」のように四日市競輪の平成13年度の状況は、本場車券売上高が半分以上を占め、ついで松阪場外車券売上高となっていますが、臨時場外車券売上高は記念競輪の年1回だけであり、その1回の開催で車券売上高の全体の15.7%を稼得していることとなります。そこで比較のため、開催1回当たりの車券売上形態別の売上高をグラフにすると以下のようになっています。これら「図3-3」、「図3-4」と前出の「図2-7」によると、本場のシェアが落ち込んでいる中で、場外が増加し、本場がメインでなくなってきたことが分かります。

図3-4 売上形態別開催1回当たりの売上高



「図3-4」のように、1開催あたりでは臨時場外車券売上高が圧倒的に多額となります。その理由は、既述のように、臨時場外発売が行われるのはG以上のグレードのレースのみでありグレードが高く人気のあるレースであること、車券発売場数が多くなることにより車券売上高が多くなること等です。グレードの高いレースを誘致することにより、臨時場外車券発売回数を増加させれば、車券売上高は増加します。しかし、グレードの高いレースの割当は特別競輪等運営委員会に裁量があり、施行者である四日市では決定できません。Gレースであるふるさと競輪の誘致開催のため、四日市競輪では任意団体として四日市競輪連絡協議会を組成する等により、誘致活動を行った結果、ふるさとダービー四日市を平成15年8月に開催できることになりました。

他方で、臨時場外車券売場数を増加させることによる収益改善を図る方策も考えられます。【意見】これについては従来、四日市での記念競輪開催時に他の競輪場でG以上のレースを開催している等の理由で、G以上の競輪を四日市競輪場で開いても他の競輪場を臨時場外車券売場として受託承諾できないといった問題点がありました。しかし、平成14年度より記念競輪を4日間に限定し、代替として、同一日程でG以上のレースを開催せず、臨時場外車券発売及び電話投票売上高を効率的に伸ばす方策が採られました。このため、四日市競輪では、平均して10場前後であった臨時場外車券売場数が平成14年度最大45場で発売するというように激増しました。その結果、臨時場外車券発売の1日当たりの売上高は平成13年度が296,655千円であったのに対し、平成14年度では1,189,384千円と増加し、収益が改善しました。

さらに、レースグレードと車券売上高の関係を検討してみます。「図3-5」が示すように、来場者の車券売上高は、平成13年度から場外発売の管外2場制限が撤廃されて以後、全国規模で行われる記念競輪(G)では増加していますが、四日市競輪単独で行われるF、Fの間には差異はありません。しかし、電話投票売上高については以下の「図3-6」のようになっています。

図3-5 レースグレードと本場・松阪場外車券売上高

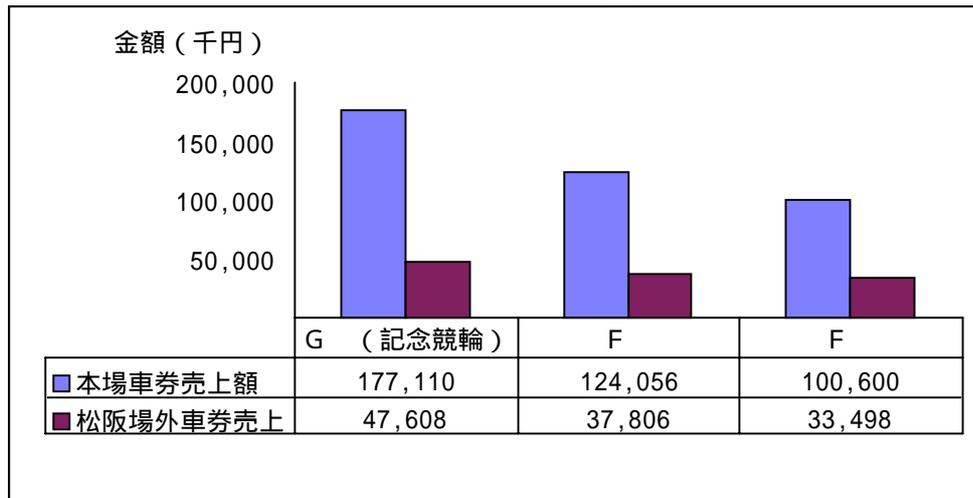
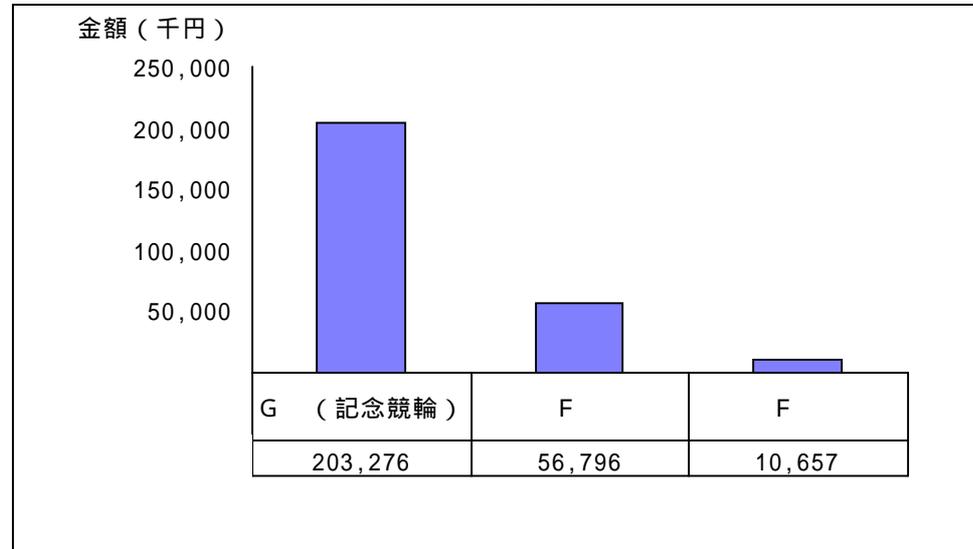


図3-6 レースグレードと電話投票売上高



このように、レースグレードによって大きく売上高が異なり、F が F がでさえも影響を受けていることがわかります。平成15年度においてはふるさと競輪 (G) を誘致できたことにより収益改善が見込まれますが、これは平成15年度単年の開催であり、常にグレードの高いレースを誘致できるものではありません。施行者としては特別競輪等運営委員会他に対する誘致活動ということが収益増の手段であり、開催されるレースのグレードや日程について、四日市市は特別競輪の開催場の選定基準を満足させるように経営改善を進めていく必要があります。【意見】

(イ) 競合する近隣地方公営競技開催と車券売上高との関係

四日市競輪開催時の車券売上高と近隣で同時開催された他の競輪や競艇等地方公営競技の開催数 (以下「競合数」という) との関係を示し

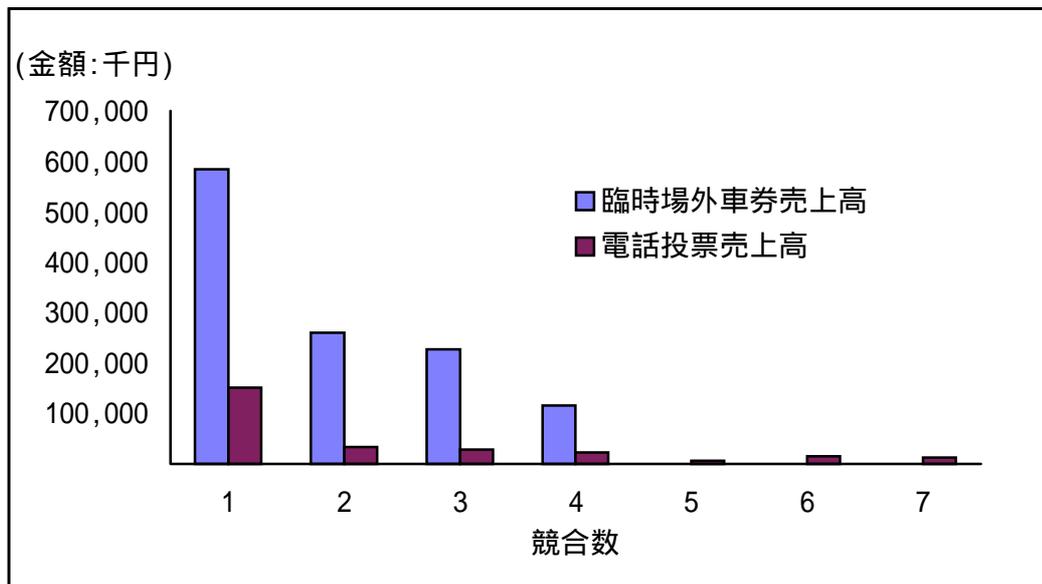
たものが、「表3-4」「図3-7」です。

表3-4 車券売上高・入場者人数と競合数との関係 (単位：人、千円)

	本場入場人員	松阪場外入場人員	本場車券売上高	松阪場外車券売上高
競合数 0	3,196	971	124,551	34,511
競合数 1	3,057	1,129	104,146	35,649
競合数 2	3,160	1,086	106,802	33,986
競合数 3	3,611	1,219	119,720	37,050
競合数 4	3,324	1,160	105,623	34,436
競合数 5	3,043	1,169	112,597	38,765
競合数 6	2,658	984	97,847	32,169

(注) 競合数は6場(名古屋競輪、一宮競輪、岐阜競輪、大垣競輪、豊橋競輪、津競艇)の内、いずれかと同時開催している場合の数をいいます。表の人数・金額は、平成11年度から平成13年度の資料をもとに1日当たりの平均を算出しています。

図3-7 臨時場外売上高と電話投票売上高の競合



本場車券売上高・松阪場外車券売上高との関係では他の公営競技開催との関連はほとんどなく、固定客に支えられていると推測されます。一方、電話投票売上高や臨時場外車券売上高の競合との関係では、競合数が増加すると電話投票売上高と臨時場外車券売上高は明らかに減少しています。臨時場外売上高については競輪同士で競合してしまうと、臨時場外車券発売場が減少し、売上高が減少してしまうという問題点がありました。しかし、既述の通り平成14年度から記念競輪は同時開催させ

ないよう全輪協が調整を行っており、その問題は回避されたと考えられます。他方、電話投票については、ナイター競輪開催により売上高の増加が期待できます。

また、「図3-7」が示すように、競合が増加すると売上高が減少していくのは公営競技が広域の単一市場になりつつあることを示すものであり、競輪場という「場」そのものではなく、IT等により場所的制約を超えた空間でこの事業が成り立ちつつあることを示しています。また、このことは全体として競輪場過多の状況が生じていることを示すものとも思われます。しばしば対比される公営競技の競艇は全国で24場であるにもかかわらず、売上高は競輪を上回っています（年間開催日数を無視）。長い間続いてきた50競輪場体制が見直しの時期にあるのかもしれませんが、一施行者である四日市市としては、事業存続のためには収益を計上できる（収支差額がプラスの）経営体質に事業を持っていくことが必要と思われます。

(ウ) 入場料収入の分析（特別観覧席入場人数に関する分析）

四日市競輪場の特別観覧席（以下「特観席」という）の席数は710名ですが、全席が売り切れ（満員）となったのは平成13年度では9日間だけでした。その9日間のうち3日間は8月、4日間は1、2月、となっており、この点から考えるとレースグレードや特観席自体の魅力や利便性というよりは、寒暑という天候に左右された特観席販売状況であったと思われれます。実際、特観席は室内であるという点を除くと、屋外のスタンド席との差が実感できず、むしろ、バンクから遠いために席としては迫力に欠けるともいえます。特観席の入場・発売状況は「表3-5」のとおりですが、これによると競輪場入場者のうち特観席に入場する者はほぼ15%で特観席収容能力710名に対し66%程度の収容率となっています。

表3-5 特観席の利用状況

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間平均
入場者数	4,023	2,960	3,126	2,982	3,664	3,004	2,874	2,776	3,287	2,978	3,048	2,721	3,075
特別観覧席利用者数	553	382	393	453	710	444	374	362	575	601	547	366	469
特別観覧席利用率	13.8%	12.9%	12.6%	15.2%	19.4%	14.8%	13.0%	13.0%	17.5%	20.2%	17.9%	13.5%	15.3%
÷													
特別観覧席平均稼働率	77.9%	53.8%	55.4%	63.8%	100.0%	62.5%	52.7%	50.9%	81.0%	84.6%	77.0%	51.6%	66.0%
÷ 710													

(注) 、 は各月一日当たりの平均値です。

入場料も500円と安くも高くもない設定であり、一見適切に見えますが、全体として特観席という施設が提供しているサービスとしては中途半端ともいえます。現状は風雨・寒暑を避ける為の特観席となっていますが、差別化・多様化という意味でサービス内容を向上させること等、特観席入場料単価の設定も含め再検討すべきと思います。【意見】

イ．競輪使用料

競輪使用料（144,392千円）の97.9%（141,323千円）は、他の競輪場で開催されるG 以上のレース車券を四日市競輪場が臨時場外として発売を行う場合の施設使用料収入であり、車券売上高合計の5%（消費税は別途）あるいは3%（消費税は別途）を取り決めにより徴収しています。施設使用料以外の競輪使用料は売店の使用料と敷地内の電柱の占有料です。「表3-6」は平成13年度の施設使用料の内訳です。

表3-6 平成13年度の施設使用料の明細

(単位：円)

開催名 (開催競輪場)	発売日数	レース グレード	車券売上高	使用料率	施設使用料
第44回オールスター競輪 (岐阜競輪)	6日間発売	G	444,152,600	5.25%	23,318,011
第51高松宮記念杯 (大津びわこ)	4日間発売	G	329,441,800	5.25%	17,295,694
グランプリ (平塚競輪)	3日間発売	G P	328,839,800	5.25%	17,264,089
全日本選抜 (花月園競輪)	4日間発売	G	325,409,600	5.25%	17,084,004
競輪祭 (小倉競輪)	4日間発売	G	313,929,800	5.25%	16,481,314
ふるさとダービー (富山競輪)	4日間発売	G	280,754,100	5.25%	14,739,590
名古屋記念競輪 (名古屋競輪)	4日間発売	G	219,203,700	3.15%	6,904,916
豊橋記念競輪 (豊橋競輪)	3日間発売	G	193,061,400	3.15%	6,081,434
高知記念競輪 (高知競輪)	3日間発売	G	156,930,700	3.15%	4,943,317
佐世保記念競輪 (佐世保競輪)	3日間発売	G	155,967,500	3.15%	4,912,976
玉野記念競輪 (玉野競輪)	3日間発売	G	155,298,600	3.15%	4,891,905
一宮記念競輪 (一宮競輪)	2日間発売	G	95,129,200	3.15%	2,996,569
西宮記念競輪 (西宮競輪)	3日間発売 11レースのみ併売	G	32,105,900	5.25%	1,685,559
いわき平記念競輪 (いわき平競輪)	3日間発売 11レースのみ併売	G	27,515,200	5.25%	1,444,548
平成13年度全日本プロ選手権 自転車競技大会記念競輪	1日発売		40,608,400	3.15%	1,279,164
計 15場50日			3,098,348,300		141,323,090

平成13年度特別競輪等場外発売関係資料(売上高及び施設使用料収入等)より作成

(注)平成13年度全日本プロ選手権自転車競技大会記念競輪は世界選手権選考会でトップ選手が集まるトップレースであるためG以上のレースと考えられ、場外発売も行われま

した。上表は施設使用料の高い順に並べています。

この臨時場外車券発売による使用料について、その使用料を計算集計した明細と突合せるとともに、平成13年度、15回行った場外発売のうち、第51回高松宮記念杯の施設使用料（17,295千円）について使用料収入の計算調べを行い、計算基礎となった車券売上高についてコンピュータ上自動集計される車券売上報告書との突合せを行い、取り決められている使用料率(5.25%)に車券売上高の実績を乗じた施設使用料額が正しく計上されている事を確認しました。

臨時場外車券発売について必要経費は開催競輪場の負担となるため、この使用料収入が競輪場にとっていわゆるネットの利益となります。

また、「表3-6」からわかるように、レースグレードが高いレースほど施設使用料も多くなっています。これは高いレースグレードのレースほど車券売上高が多く収入が大きい事から手数料も多く得る事ができるためです。このいわゆるネットの利益について、本場開催の施行者純収入と比較してみると「表3-7」のようになります。

表3-7 施行者純収入と競輪使用料 (単位：千円)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
施行者純収入	43,712	156,852	95,183
競輪使用料（施設使用料）	108,428	146,754	141,323

(注) 施行者純収入とは、車券売上高から払戻金額を差し引いた施行者収入金から日本自転車振興会交付金、自転車競技会交付金、公営企業金融公庫納付金及び開催経費を減算、入場料収入と雑収入を加算、事故金を加減算した概念で経済産業省収支報告において出されている数値です。この数値は競輪開催ごとの収支を表しており、その年間合計は各競輪場が1年間に開催した競輪の収支の合計となっています。

このように、本場開催の競輪では赤字（平成12年度を除く）ですが、場外発売を行うことによる手数料収入によって赤字を相殺している状況といえます。なお、平成12年度は記念競輪の車券売上高が過去最大で、従って本場開催施行者純収入が大きくなっています。この平成12年度の場合を除いて考えると、平成13年度は本場開催施行者収入が平成11年度のほぼ倍の赤字額となっており、競輪使用料の増加により損失を補填している状態にあるといえます。「表2-2」に関連して述べたように従来の考え方では、競輪使用料は補完的な業務収入で、本業としての施行者純収入により収益が稼得されるべきであるということでしたが、今は状況は変化しています。いかに他場開催の競輪車券発売を引き受け、多く売上していくか

も、各競輪場所の施行者の課題となっています。四日市競輪も全体としての収益向上のためには、競輪使用料の増加に一層積極的に取り組む必要があります。

【意見】

また、臨時場外車券発売に関する施設使用料以外の競輪使用料のうち、競輪場内の売店使用料（平成13年度3,063千円）について、四日市市からの使用許可書に記載された月額使用料をもとに年間使用料合計を計算した結果、正しく計上されていました。

ウ．諸収入

(ア) 払戻金端数切捨収入

払戻金端数切捨収入は、コンピュータ上集計される払戻に関する切捨金の合計です。競輪開催(年12回)ごとになされる経済産業省収支報告のこの合計と決算調べが合致していることを確認しました。このうち、平成13年第4回競争（前節：平成13年7月7日～7月9日、後節：平成13年8月14日～16日）について経済産業省収支報告とコンピュータ上自動集計される車券売上報告書との突合せを行いました。その結果、コンピュータ上自動集計される端数切捨金と経済産業省収支報告が合致していることを確認しました。

(イ) 車券事故収入

事故金とは窓口での金銭の受渡し誤りから生じた現金過不足であり、投票窓口で生じる投票事故金と払戻窓口で生じる払戻事故金に区分されます。また、収入となる事故金が車券事故金収入で、支出となる事故金が補償填補及び賠償金（の内の欠損填補金）です。投票窓口において1レース終了後に売上高がコンピュータ上自動集計され、その売上高と窓口から回収されたレースごとの売上金の集計結果との差異が投票事故金となります。内容は釣銭の受渡しの誤り等であり、このような差異金額はある程度は不可避な金額と思います。事故防止のため、窓口販売員（臨時従事員）の相互監視による内部牽制があることや車券事故金収入の年間合計250,240円が車券売上高の0.002%未満であることから、投票窓口事故金収入は信頼可能な許容範囲内にあると考えます。他方、1日の払戻業務終了後、払戻後現金残高と当初の資金との差額である払戻額と当たり券からコンピュータが自動集計した払戻金データとを突合せ、生じた差異が払戻事故金です。このような差異金額もある程度は不可避なものであり、年間合計で払戻金の0.00007%未満であり、金額的にも6,770円と少額であることから窓口払戻員の相互監視による内部牽制は有効に機能しており、払戻事故金収入も信頼できる許容範囲内にあると思います。

表3-8 事故金収入経年比較 (単位：円、%)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
車券売上高	15,898,785,300	16,199,798,000	13,303,542,800
車券事故金	505,950	270,690	81,840
/	0.0032%	0.0017%	0.0006%

また、「表3-8」のように事故金収入と欠損填補金(平成13年度投票事故金のみ338,850円)とを相殺した事故金純額と車券売上とを経年で比較した場合をみても、年々事故金比率は減少し、異常はないと判断しました。

(ウ) 払戻時効収入

払戻時効収入とは当たり車券が未払のまま60日間を経過し、時効完成した未払いの払戻金です。この払戻時効収入について、経済産業省収支報告(12回の競輪開催ごと)の合計と決算調べが合致していることを確認しました。その上で平成13年第4回競争(前節：平成13年7月7日～7月9日、後節：平成13年8月14日～16日、収入金額1,437,020円)について経済産業省収支報告と未払払戻金の管理簿及び時効収入としてコンピュータ上自動集計される未払金を突合せ、その整合性を確認しました。また、決算調べの時効収入金が実際の時効収入に整合している事を確認しました。この時効収入はコンピュータ上60日経過時点で自動集計されるものであり、論理上計算誤りがないものです。

表3-9 平成13年度時効収入金成立額と成立時期 (単位：千円)

	開催最終日	時効成立日	時効収入
平成12年度第9回	平成 13 年 2 月 8 日	平成 13 年 4 月 9 日	1,256
平成12年度第10回	平成 13 年 2 月 19 日	平成 13 年 4 月 20 日	1,340
平成12年度第11回	平成 13 年 3 月 12 日	平成 13 年 5 月 11 日	1,663
平成12年度第12回	平成 13 年 3 月 31 日	平成 13 年 5 月 30 日	1,096
平成13年度第1回	平成 13 年 4 月 30 日	平成 13 年 6 月 29 日	6,163
平成13年度第2回	平成 13 年 5 月 24 日	平成 13 年 7 月 23 日	942
平成13年度第3回	平成 13 年 6 月 18 日	平成 13 年 8 月 17 日	1,543
平成13年度第4回	平成 13 年 8 月 16 日	平成 13 年 10 月 15 日	1,437
平成13年度第5回	平成 13 年 10 月 11 日	平成 13 年 12 月 10 日	540
平成13年度第6回	平成 13 年 10 月 29 日	平成 13 年 12 月 28 日	1,193
平成13年度第7回	平成 13 年 11 月 25 日	平成 14 年 1 月 24 日	1,173
平成13年度第8回	平成 13 年 12 月 24 日	平成 14 年 2 月 22 日	938
平成13年度第9回	平成 14 年 1 月 21 日	平成 14 年 3 月 22 日	1,276
平成13年度の時効収入の合計			20,565

(工)実費弁償金

実費弁償金のほとんどは競輪場内で営業を行っている店舗と財団法人霞ヶ浦振興公社の電気、ガス、水道料等の料金を競輪場（四日市市）が立替た金額の回収金です。これらについて12カ月分の決裁書を集計し収入調書との一致を確認しました。また、決裁書と検針記録及び請求金額を記録した書類との整合性を確認しました。

(オ)雑入

雑入の70%以上を占める特別競輪等臨時場外車券売場設置収入、すなわち、場外発売あるいは職員を派遣した場合の場外派遣職員給与費・事務協力費・業務代行協力費について、平成13年度に15回受託した場外車券売場設置のうち岐阜市の第44回オールスター競輪について請求書の控えと突合せを行いました。その結果、実際の請求と整合していることを確認しました。

雑入中の消費税の還付額884千円(平成12年度分)の内容を確認するため、平成12年度分の消費税確定申告書及びその計算資料を査閲したところ、特定収入に係る仕入税額控除の調整計算に誤りがありました。この計算誤りにより、還付税額が更に約10,000千円あることが判明しました。所轄税務署へ還付可能性の確認をしたところ、更正により11,619千円の還付がなされることとなり、平成14年12月4日付で、還付利息分も含め12,190千円(「消費税及び地方消費税の更正通知書」による)を受領しました。消費税の計算に十分注意する必要があります。【指摘】

また、平成13年度分については基準期間(平成11年度)の課税売上高が2億円を下回ったとして、簡易課税方式の申告を選択し、平成14年度に6,808千円納付しています。しかしながら、競輪特別会計においては、原則課税方式を採っている平成11年度と平成12年度は還付となっており、その収支構造から見て原則課税方式を選択した方が有利となる可能性がありました。平成13年度分に原則課税方式を採用するには「簡易課税制度選択不適用届出書」を平成12年度末までに提出する必要がありましたので、還付を受けることはできません。今後は、たとえ課税売上高が基準を下回ると予測されたとしても、直ちに簡易課税方式を採用するのではなく、原則課税方式による試算を行い、有利となる方法の採用が望まれます。【指摘】

表3-10 過去3年間の競輪事業に係る消費税申告額(単位:千円)

	平成11年度 (原則課税)	平成12年度 (原則課税)	平成13年度 (簡易課税)
還付	3,422	884	-
納付	-	-	6,808

(注) 消費税に関する用語の説明

- ・原則課税方式とは、仕入税額控除の計算方法の1つで、帳簿の記録や、保存されている納品書や請求書などの書類をもとに、仕入などに含まれている実際の消費税額を計算する方法です。
- ・簡易課税方式とは、仕入税額控除の計算方法の1つで、課税売上高に係る消費税に一定の割合(みなし仕入率)をかけて算出した金額を、仕入などに含まれる消費税とみなす方法です。基準期間(当年度の前々年度)の課税売上高が2億円以下の場合に適用できます。
- ・特定収入とは、資産の譲渡等の対価以外の収入で、例えば、補助金、交付金、負担金、寄付金等をいいます(消費税法施行令75条。消費税法基本通達16-2-1)。地方公共団体等は、その収入の中に、会費、寄付金、補助金等のように資産の譲渡等の対価ではない課税対象外の収入が多く、それによって課税仕入を賄っている実態があります。そこで公益法人等については、仕入税額控除の計算にあたり、特定収入に見合う部分の金額として計算された支払消費税額は制限されて控除対象外消費税となります。

(3) 支出(歳出)

平成13年度の競輪特別会計の支出(歳出)について、支出経理簿及び決算調べの内訳をもとに、根拠資料との照合、質問、財務数値の分析及び関連規程への準拠性の吟味等を行いました。支出は「表3-11」のように大きく、管理費(総務費)・開催費・払戻金・公債費・繰出金の5つに分けられます。この内、管理費(総務費)、開催費及び払戻金について検討しました。

表3-11 支出（歳出）の内訳

（単位：円）

科目	平成 13 年度
給料	54,309,900
職員手当等	33,018,000
共済費	13,303,985
賃金	330,050
旅費	445,380
需用費	40,377,650
役務費	2,599,163
委託料	17,041,536
使用料及び賃借料	295,520
工事請負費	8,137,500
原材料費	44,194
負担金補助及び交付金	10,000
積立金	100,025,775
管理費（総務費）計	269,938,653
職員手当等	12,362,896
共済費	2,646,334
賃金	405,971,593
報償費	970,486,768
旅費	2,141,270
需用費	116,410,675
役務費	298,644,229
委託料	284,268,149
使用料及び賃借料	346,522,220
備品購入費	1,832,713
負担金補助及び賠償金	1,139,502,722
補償補填及び賠償金	338,850
公課費	51,000
開催費計	3,581,179,419
払戻金	9,979,447,840
繰出金	50,000,000
公債費	678,037
合計	13,881,243,949

決算調べより作成

ア．管理費（総務費）

管理費中の年間計上額が10百万円以上の支出科目（給料、職員手当等、共済費、需用費、委託料、積立金）について、支出経理簿及び決算調べの内訳をもとに、それぞれ以下の検討を行いました。

給料は事業課の一般職給です。平成14年3月計上額が四日市市人事課作成の人件費の支出内訳書と一致していることを確かめました。

職員手当等には職員の期末手当、勤勉手当等が含まれます。この内金額の大きい期末手当（3月、12月、6月）について、四日市市人事課作成の人件費の支出内訳書と一致していることを確かめました。

共済費は地方公務員共済組合負担金であり、支出経理簿を通査し、支出態様に異常はないと判断しました。

需用費のうち5百万円以上のものは1件であり、その内容を契約書等根拠資料と照合し、また、決裁を確認しました。契約形態については、随意契約でした。当該装置を以前にその契約業者が施工したもので、設備を熟知しているとの理由（業者選定伺による）により、地方自治法施行例167条の2別表第5の基準より高額ではあるが随意契約としていました。

委託料のうち5百万円以上のものは2件あり、その内容を契約書等根拠資料と照合し、また、必要な決裁が行われていることを確かめました。契約形態は指名競争入札であり、必要な手続を経ていることを確かめました。

積立金は、競輪事業財政調整基金の積立額であり、支出行為負担書で承認されていることを確かめました。

イ．開催費（負担金補助金及び交付金を除く）

開催費の中の、年間計上額が10百万円以上の支出が発生した科目（職員手当等、賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料）について、支出経理簿及び事業課作成の決算調べの内訳をもとに、それぞれ以下の検討を行いました。

職員手当等には職員の休日給、時間外勤務手当等が含まれます。この内、平成14年3月分について、四日市市人事課作成の人件費の支出内訳書と一致していることを確かめました。

賃金中の従事員賃金のうち、本場の第10回開催分について、従業員支給表と整合していることを確かめました。また、賃金台帳から任意に1名を抽出し、4月開催分の賃金と従事員台帳との整合性、支給日数と出勤日数との一致、規定との整合性を確認したところ、差異や不整合はありませんでした。

人件費の内訳を3年間の経年比較で見ると「表3-12」のようになっています。このうち数字上、人件費抑制の結果が認められるのは賃金です。これは主として車券販売窓口臨時従事員賃金、場内整理臨時従事員賃金からなります。

表3-12 総務費及び開催費をあわせた人件費総額の推移（単位：千円）

	平成11年度	平成12年度	平成13年度
給料	51,086	54,025	54,309
職員手当	48,970	50,016	45,380
共済費	13,889	15,605	15,949
賃金	509,728	464,817	406,301
合計	623,673	584,463	521,939

この賃金の中で大きなウエイトを占める車券販売窓口臨時従事員賃金について、「表3-13」のような分析を行いました。

表3-13 車券販売窓口臨時従事員賃金と車券売上高について（単位：円）

	平成13年度 臨時従事員 賃金	平成12年度 臨時従事員 平均基本給	延べ 日数 (人日) (÷)	車券売上高	臨時従事員 1人当たり 1日 車券売上高 (÷)	車券売上高 に対する臨時 従事員賃金 (÷)
松阪	179,244,579	4,835	37,072	14,808,695,000	399,454	1.21%
一宮	755,369,429	13,768	54,864	20,346,935,000	370,860	3.71%
四日市	229,844,634	5,008	45,895	13,303,147,800	289,857	1.73%
豊橋	209,722,988	4,708	44,546	9,887,691,100	221,965	2.12%

- (注) 1. 競輪小委員会報告及び競輪施行者収支決算書より作成しました。
 2. 平成13年度の臨時従事員賃金を平成12年度の臨時従事員平均基本給で除して計算を行っているが、これは平成13年度の資料入手が困難であったためであり、みなし計算となっています。

「表3-13」のように、車券売上高に対する臨時従事員賃金の比率()は、四日市競輪では低くなっています。しかし、臨時従事員賃金を臨時従事員平均基本給で除して、臨時従事員延べ作業日数を算定()し、この延べ日数で車券売上高を除した「臨時従事員1人当たり1日車券売上高()」を算定すると、4競輪場中では、豊橋競輪について低い水準となっています。これは、売上の規模の割に臨時従事員の作業延べ日数が多いこと、すなわち、効率が悪くなっていることを示しています。松阪競輪と比べると延べ日数に相当の違いがあります。賃金水準は決して高くないものの、窓口数の構造的問題や配員に検討の余地があると思います。【意見】

報償費のうち「選手賞金及び賞品等」について12回の競輪開催ごとに経済産業省収支報告の合計と決算調べを突合せた結果、65,000円の差異がありました。これは、収支報告書を作成する際にコードを誤ったことによるもので、自転車預かり報奨金との入り繰りでした。単純なミスですが、注意してください。【指摘】 また、経済産業省収支報告のうち、平成13年度第4回競争（前節：平成13年7月7日～7月9日、後節：平成13年8月14日～16日）について賞金領収書の集計表とを突合せ、さらに賞金支払いの普通預金口座の通帳と突合せて、実際の出金と収支報告とが整合していることを確認しました。

需用費中の金額の大きなものは印刷製本費23,904千円と水道光熱費67,743千円でした。印刷製本費の内、5,000千円以上の支出は1件であり、その内容を契約書等根拠資料と照合し、決裁を確認しました。当該契約は、地方自治法施行令167条の2別表第5の基準より高額ではあるが随意契約とされています。その理由として地方自治法施行令167条の2第1項第4号（競争入札によることが不利と認められるとき）の規定を適用していますが、書面にその理由が記載されていません。随意契約による場合は、その理由を書面により明確にして下さい。【指摘】

役務費中支出額が多額である広告料の内、1件5,000千円以上の支出4件をランダムに選定して、契約書等根拠資料と照合し、決裁の有無の確認をしました。これらの契約はすべて随意契約で、地方自治法施行令167条の2別表第5の基準額を超えるので、書面にその理由が必要ですが記載されていないものが2件ありました。随意契約による場合は、その理由を書面により明確にして下さい。【指摘】

委託料については平成13年度第10回開催の内3,000千円以上の支出2件についてランダムに選定して、契約書等根拠資料と照合し、決裁の有無を確認しました。契約形態については、地方自治法施行令167条の2別表第5の基準より高額ではあるが随意契約としていましたが、2件ともその理由を書面に記載して決裁を受けていました。

使用料及び賃借料の内訳科目中の最も支出の大きなもの上位5件について、その内容を契約書等根拠資料と照合し、決裁の有無を確かめました。このうち地方自治法施行令167条の2別表第5の基準額を超えるもので、随意契約としているものについては、その理由を書面に記載して決裁を受けていました。

なお、無料送迎バスについては平成13年度は「表3-14」のような運行状況でした。経費削減の一環として、平成14年度に名古屋線と津線の運行を休止しました。平成13年度の競輪場への入場人員（221,426人）に占めるバス利用者の割合は「表3-14」の数字を単純に適用すれば21%です。今後も入場者や車券売上高の確保の点とコストを勘案して運行のあり方を検討することが必要と思います。【意見】

表3-14 平成13年度 年間運行費用等

路線	使用台数 (台)	1台単価 (円)	年間運行費用 (千円)	年間利用 人員(人)	一人当たり 運行費用(円)
名古屋	566	87,120	49,247	20,564	2,394
近鉄霞ヶ浦	1,232	12,390	15,264	11,504	1,326
近鉄四日市	947	15,880	15,038	11,870	1,266
桑名	76	28,880	4,649	2,340	1,986
津	76	82,950	6,304	1,557	4,048
合計	-	-	90,503	47,835	-

ウ．開催費（負担金補助金及び交付金）

車券売上高の75%の払戻金を除いたかなりの部分が「負担金補助金及び交付金」として競輪の関係機関に支払われます。これら負担金等は法令で定められたものであり、車券売上高に比例(約7%)して徴収される部分(日本自転車振興会交付金、自転車競技会交付金、公営企業金融公庫納付金)と基本的に車券売上高に比例しない負担金部分とに分けられます。車券売上高の25%の内、この売上比例部分を除く、残りの約18%が施行者のいわば粗利益となり、この18%の中からその他の開催経費を控除した残額が施行者の純収益といえます。このように車券売上高の75%の払戻金を除く開催経費(平成13年度3,581,179千円)中では、この「負担金補助金及び交付金」が約32%とかなりの額を占めます。

(注) 既述のように、平成14年4月1日より、自転車競技法等が一部改正され、交付金の軽減が図られています。

(ア) 日本自転車振興会交付金及び中部自転車協議会交付金

競輪開催ごとに作成される交付金支出の支出負担行為書の12回開催分(年間)合計と突合せ、平成13年度第12回開催競輪の交付金が法令・会則に基づいて計算されていることを確認しました。

(イ) 公営企業金融公庫納付金

公営企業金融公庫総裁宛てに作成された納付金額の計算書を12回開催分(年間)集計し、その合計が決済調べと一致している事を確認するとともに、平成13年度第1回開催分の計算書の計算調べを行い、法令に従い正しく計算されていることを確認しました。

(ウ) 全国競輪施行者協議会負担金

全国競輪施行者協議会負担金の支払いが会則どおりに行われ、また、全国競輪施行者協議会からの負担金の通知どおりに行われているか確

かめるため、会則、平成13年度社団法人全国競輪施行者協議会分担金施行者別競技場別一覧表及び決算調べをもとに計算調べを行い、負担金が正しく計上されていることを確認しました。

(エ) 霞ヶ浦振興公社負担金及び霞ヶ浦振興公社補助金

霞ヶ浦振興公社負担金は、四日市競輪に出向している5名の霞ヶ浦振興公社職員の給与負担分です。明細表の計算調べを行い、明細表に従い負担分が正しく請求されていることを確認しました。

霞ヶ浦振興公社負担金は霞ヶ浦振興公社が競輪事業に対し必要な協力を行うという目的のもと事業を行っていることから、四日市市補助金等交付規則第4条に従い四日市競輪場特別会計から霞ヶ浦振興公社に対しその申請に基づいて支出している負担金です。この補助金決定通知と突合せ、決定通知に従って支払われていることを確認しました。

(オ) 臨時場外車券売場事務協力費等

臨時場外車券売場事務協力費とは、臨時場外発売の委託先である他の競輪場等に支払う四日市競輪負担の経費です。臨時場外発売事務協力費等のうち、ラピスタ新橋(完全会員制場外車券売場、株サテライトジャパンが運営)への支払分についてラピスタ新橋からの請求書と突合せ、整合していることを確認するとともに、その請求が協定書、契約書に従っていることを確認しました。

(カ) 四日市競輪開催連絡協議会負担金

四日市競輪開催連絡協議会(以下「連絡協議会」という)は四日市市及び中部自転車競技会(特殊法人)で構成され、ふるさとダービー四日市競輪の円滑な運営を図る事を目的として設定された四日市市を主体とする任意団体です。13,507千円の2者拠出による負担金(四日市市10,000千円、中部自転車競技会3,507千円)は、ふるさとダービーの実施のための費用として、また、一部は競輪選手の負傷時に備え医師常駐のための医務業務費用及び特別競輪等誘致活動等のために積み立てられ、使用されることになっています(連絡協議会会則第3条)。連絡協議会の決算書を手し、四日市市からの拠出が収入に上がっていることを確認しました。なお、連絡協議会の預金通帳については四日市競輪場内に保管されており、平成14年11月21日現在の預金残高は定期預金が10,000千円、普通預金が7,594千円でした。これらは形式上、連絡協議会の私金ですが、実質的には中部自転車競技会分を除けば、四日市市の公金とも考えられます。私金としても四日市市が預かっている訳ですから、取扱の要綱を定める等が必要と思います。【指摘】

エ．払戻金

記念競輪開催時に作成された車券売上金及び払戻金実績調査表上に計算誤りが1,691千円ありました。これは、場外発売分当たり車券の本場払戻額に関して、払戻金の集計ミスにより生じたものです。正確に払戻金実績調査表を作成し、誤りが生じないようにしてください。【指摘】

年12回の競輪開催開催ごとに作成される経済産業省収支報告のうち、平成13年第4回競争（前節：平成13年7月7日～7月9日、後節：平成13年8月14日～16日）の払戻金について「車券売上高等」の普通預金口座の通帳と突合せ、実際の出金と経済産業省収支報告とが整合していることを確認しました。また、コンピュータ上で自動集計される開催終了後確定の未払金額や時効（60日後）までの動き及び時効収入と手書きの未払金管理簿とを突合せ、整合性を確認しました。この手書きの未払金管理簿は、開催分ごとに記帳・管理されておらず、差引残高欄に複数の未払金残高や通帳残高が記載されている等、非常に見難くなっていました。このような記帳状況では事後の検証が困難になることはもとより、作成する側にとっても処理誤りを生じやすいものです。要綱を定める等によりこの手書き未払金管理簿を正式の帳簿とすると共に、帳簿記入を明瞭にするため記載方法や様式の改善をすることが必要です。【指摘】

4 企業会計方式によるストック及びフロー情報の試算

(1) ストック情報(資産・負債の状況)

地方公共団体の決算は、主に「歳入歳出決算書」で表わされ、これは、年度の資金の流れを示すフロー情報といえます。ストック情報としては「財産に関する調書」がありますが、民間企業の貸借対照表のように資産と負債を一覧表形式で示し、その全体像を把握できるものではありません。四日市市は総務省方式のバランスシートを作成していますが、正式の決算書類ではありませんし、複式簿記による帳簿記録から有機的に導かれた貸借対照表ではありません。これは、地方公共団体の会計システムが、いわゆる官庁会計のシステムとなっているため、現状の制度下ではやむを得ないものです。しかし、既述のように競輪事業は収益事業として、非常に民間の企業経営に近いものがあるため、民間との比較ができないか検討してみました。すなわち、四日市競輪が、100%民間企業で運営されていると仮定した場合の企業会計の立場から、競輪事業のストック(資産・負債残高)とフロー(損益)の状況の分析を試みました。このような情報は、当然のことながら現状では把握されていませんし、また、すぐには提供できない情報です。しかし、事業運営や施設利用の現状把握の仕方として有用な情報ではないでしょうか。民間企業との比較という点でも同じルール(発生主義の企業会計方式)であるため比較可能となり、比較を通して、現状認識が一層深化することになると思います。

「表4-1」は競輪事業のストック情報です。ここから、競輪事業への投下資本が、減価償却費を加味した後(減価償却累計額を控除後)でも約52億円(競輪事業単独表の場合)あり、大きな投資額となっていることがわかります。また、「表4-3」のフロー情報と組み合わせ、投資額は車券売上高の何回分か(総資本回転率)等の見方ができます。例えば「表4-1」、「表4-3」の数値から、競輪事業単独表の場合の総資本回転率は2.6回と計算されます。この数値は「表4-2」にあるように民間のサービス業の経営資本回転率(ここでは総資本回転率とみなす)の0.8回から2.6回と比較して、民間と同水準にあるといえます。

しかし、競輪事業は1年365日を通して行われているわけではなく、他場の場外車券発売場として開場する日数を含めても、年間の3分の2は閉場しています。従って、開場している3分の1の日数で、52億円の資産を使用して134億円の売上を達成している(「表4-1」競輪事業単独表の場合)という民間企業並の回転率である反面、閉場している期間は施設利用がなされていないので、総資本回転率はこの点を割り引いて考える必要があります。この閉場している年間3分の2の期間の有効活用が望まれるところです。遊休期間の施設の活用という点では、フリーマーケット、ライブ、アーチェリー練習等に利用され

た実績はありますが、利用可能な場所がジョイフルスペースに限られたり、職員の出勤による追加人件費や使用料は実費であること等、競輪事業の収益性から見るとメリットが見出しにくいいため、積極的に推進されてきたとは言えない状況でした。平成14年度にテニスコートとグランドゴルフ場を備え、競輪場施設の多様な利用促進を検討されていますが、有効利用の促進と利用者増に努めることが望まれます。【意見】

表 4-1 四日市競輪のストック情報(平成 14 年 3 月 31 日現在)

(四日市市の部門バランスシート)

(単位：千円)

科 目	競輪事業 単独表	霞ヶ浦振興公社との 結合表
(資産)		
土地	1,978,418	2,163,829
建物	4,035,495	5,302,446
(減価償却累計額)	(1,997,669)	(2,037,300)
差引簿価	2,037,826	3,265,145
その他償却資産	1,791,907	1,828,972
(減価償却累計額)	(732,567)	(736,291)
差引簿価	1,059,341	1,092,681
基金	100,025	100,025
出捐金	90,000	40,000
商標権	294	294
その他固定資産	-	88,004
その他流動資産	-	25,871
資産合計	5,265,905	6,775,852
(負債)		
退職給与引当金	204,450	220,889
競輪事業債(市債)	250,000	250,000
補助資産見返	-	1,242,806
流動負債	-	7,267
負債合計	454,450	1,720,963
資産負債差額	4,811,455	5,054,888

- (注) 1. 土地は四日市市管財課の平成 13 年度末の「土地台帳」の「評価額」の数値によっています。
2. 競輪事業単独表の退職給与引当金は、事業課職員10名の自己都合期末要支給額の金額です。
3. 競輪事業債(利率0.535%、返済期間5年)は施設整備(バンク全面改修)のため平成12年度に発行されたものです。ちなみに、最近3年間の設備投資の状況を見ると工事請負費として、73,332千円(平成11年度)、387,331千円(平成12年度)8,137千円(平成13年度)の支出がありました。
4. 基金は競輪事業財政調整基金積立金であり、四日市競輪事業財政調整基金条例に基づくものです。
5. 出捐金は、財団法人暴力追放三重県民センターへの出捐金2件40,000千円と財団法人霞ヶ浦振興公社への出捐金50,000千円です(霞ヶ浦振興公社との結合表ではこの50,000千円は正味資産と相殺しています)。
6. 商標権は四日市競輪のマスコットキャラクターの商標登録です。
7. 競輪場には払戻資金の現金が約8,000千円保管されています。この現金と未払金の資産・負債の計上を省略しています。同様に松坂競輪の当たり車券の払戻資金としての預金(未払車券相互払基金 40,000千円)等についても資産・負債の計上を省略しています。
8. 四日市市の100%出捐(50,000千円)の財団法人霞ヶ浦振興公社は、霞ヶ浦会館の運営及び管理、競輪事業に係る受託事業等を目的として設立され、その主要資産である霞ヶ浦会館は、競輪選手その他一般の利用者の宿泊・食事等のための施設として平成7年2月より運営されています。財団法人として公益法人会計基準に則り貸借対照表等の計算書類を作成していますが、平成13年度より初めて減価償却を開始しています。減価償却後の簿価はその金額によっています。また、補助金により取得した償却資産の減価償却費相当額を毎年度、補助資産見返から取崩し、収益としています。
9. 平成13年度末(平成14年3月31日)の債務負担行為(いずれも設備等のリース取引に関するもの)の残高は自動発券機使用料78,575千円、事務用機器等使用料25,453千円でした。平成14年度に入り、新たに債務負担行為が生じており、平成14年12月現在以下の通りとなっています。

内容	期間	限度額
仮設記者来賓棟使用料	平成24年度まで	180,000千円
場外ワライ専用回線機器等使用料	平成19年度まで	18,800千円
新賭式用投票機器使用料	平成19年度まで	1,058,500千円

これらは、ストック情報という点では、簿外であり、民間企業の決算書ではリース取引の内容(契約義務)として開示されているものです。

「表4-1」のストック情報は「競輪事業単独表」と共に「霞ヶ浦振興公社との結合表」を掲げています。霞ヶ浦振興公社は四日市市が100%出捐の財団法人で、実質的に競輪事業をサポートする(競輪選手の宿泊施設等)という目的で設立されました。従って、四日市市の競輪事業という括りで捉えた場合、霞ヶ浦振興公社もバランスシートに取り込んで示した方が、より適切と考えられます(いわゆる民間企業でいう連結会計の考え方)。この場合の投資額は、約67億円(減価償却控除後)となります。この数字で総資本回転率を考えてみます。既述のように「競輪事業単独表」の数字の場合、総資本回転率は2.6回ですが、「霞ヶ浦振興公社との結合表」いわゆる連結ベースでは2.0回となり(「表4-7」の結合損益計算書の売上高による)効率が悪化します。「表4-2」にあるように民間のサービス業の経営資本回転率は、0.8回から2.6回ですので、これでも連結ベースでの総資本回転率(2.0回)は一応民間の水準にあるといえます。

表4-2 サービス業の財務分析数値

	旅館業	ボウリング場	パチンコホール	その他娯楽業
売上高対総利益率	55.7 %	71.1 %	17.5 %	57.2 %
売上高対営業利益率	6.2 %	13.8 %	4.1 %	6.7 %
経営資本対営業利益率	5.2 %	13.5 %	9.8 %	11.3 %
経営資本回転率	0.8 回	2.6 回	2.2 回	1.8 回

「中小企業の経営指標 平成13年度調査」(中小企業庁)より作成

また、企業会計(主に株式市場等に上場している企業の会計)の世界では、固定資産の減損会計が現在話題となっています。これは、事業活動に有効に利用されていない固定資産がある場合は、帳簿価額(投資額)を回収可能な価額まで減額するというものです。この考え方を競輪事業に当てはめると、現在、車券売上額の減少等により数年にわたり単年度収支や単年度純収支がマイナスですが、これは経営環境の悪化とともに、「固定資産の減損の兆候」の一つと考えられます。赤字が続くと仮定した場合、将来キャッシュフローの現在価値が減少し、現時点で減損額を計上しなければならない事態が生じるといえます。この減損会計により、有効に利用されていない施設は統合・集約あるいは売却・廃棄などの処分が促進されるといわれています。民間の企業会計では、このように将来を合理的に見越して早期に対応していくことが現在進行中です。

ストック情報という点では、既述のように四日市市は市全体のバランスシートを以前から作成・公表しています。このバランスシートは、従来の予算決算に基づく単年度のフロー情報のみの情報提示による市の財政規模の見方

に加えて、ストック情報を提示することによって市の財政状態を知らしめるという点で、意義があります。しかし、現状のバランスシートは、いわゆる総務省方式で作成されており、普通会計（一般会計と特別会計の一部）のみを対象としているため、市の全体像を示しているわけではありません。例えば、競輪事業特別会計や介護保険特別会計などは含まれていませんし、「表4-1」で結合した財団法人霞ヶ浦振興公社のような四日市市の外郭団体が連結されていません。今後は特別会計を全て合算し、さらに、出資法人等を対象範囲に入れた連結バランスシートの作成を進めることが望まれます。このことによって本来の四日市市の財政規模が把握できることとなります。【意見】

このような市民の市財政の理解のため（市民への情報開示）という側面のほかに、部門や事業の評価という内部管理のために、部門別のバランスシートの作成も必要と思います。「表4-1」はいわば、競輪という事業の部門バランスシートということができます。このように個々の事業ごとのバランスシートを作成し、事業評価の一つの材料とすることが望まれます。【意見】

（２）フロー情報（損益の状況）

ア．官庁会計ベースと企業会計ベース

競輪事業が民間企業により運営されていると仮定して企業会計方式による損益を試算してみました。「表4-3」は競輪特別会計の平成13年度歳入歳出決算書から企業会計における損益計算書の様式に組み替えたものを「官庁会計ベース」とし、歳出歳入決算書に非資金的な費用である減価償却費（売上原価）・退職給与引当金繰入額（販売費及び一般管理費）を加味し、工事請負費は資本的支出として総務費から控除したものを「企業会計ベース」として示しています。これによると、企業会計方式の場合、官庁会計方式に比べて、約10倍に当期損失が膨らみます。約237百万円の当期損失という額の大きさを改めて認識させられるとともに、この主原因が減価償却費であることがポイントです。民間企業でいう設備投資は、この減価償却によって回収されなければならないことから費用と考えるわけですが、官庁会計を採る地方自治体では、単にそれは投資を行った年度の支出に過ぎず、その年度限りの支出とされてしまいます。このため、減価償却を通して投資額の回収計算を行うという発想がありません。いわゆる官庁会計が現金主義会計のため、収支差額・繰越額という指標のみでしか経営状況が判断できず、民間企業で言う経営成績が見えてこないためと考えられます。

表4-3 平成13年度 損益計算書

(単位:千円)

科 目	官庁会計ベース	企業会計ベース
.売上高	13,475,885	13,475,885
1.事業収入	13,331,493	13,331,493
2.使用料及び手数料	144,392	144,392
.売上原価	13,560,627	13,772,031
1.開催費	3,581,179	3,581,179
2.払戻金	9,979,447	9,979,447
3.減価償却費	-	211,403
売上総損失(-)	84,742	296,145
.販売費及び一般管理費	169,912	175,254
1.総務費	169,912	161,775
2.退職給与引当金繰入額	-	13,479
営業損失(- -)	254,654	471,400
.営業外損益	233,448	233,448
1.雑収入	234,101	234,101
2.財産収入	25	25
3.雑支出	678	678
当期損失(- - +)	21,206	237,951

(注) 1. 減価償却費は、建物・工作物・重要物品について、法人税法の「減価償却資産の耐用年数に関する省令」の耐用年数を当てはめて、定額法(残存価額ゼロ)で試算しました。

2. 退職給与引当金繰入額は平成13年度末在籍の正職員と同一人が、平成10年度・平成11年度・平成12年度配属されていたと仮定し、自己都合期末要支給額の差額を繰入額としています。

3. 官庁会計ベースの当期損失の額に前期繰越金(905,857千円)を加え、一般会計への繰出金(50,000千円)と積み立てた基金(100,025千円)を差し引くと、競輪事業特別会計の次期繰越金(734,635千円)になります。

4. 営業外損益の雑収入には、臨時場外車券売上に係る収入の内、場外派遣職員給与費、事務協力費及び業務代行協力費の費用弁償としての収入が含まれ(計122,895千円)、一方、同じ臨時場外車券売上に係る収入の内、施設使用料(141,323千円)は賃貸料収入との考えで、売上高区分の使用料及び手数料に含めています。

「表4-4」は企業会計ベースの3年間の経年比較です。売上高から売上原価を差し引いた売上総損益段階では3年間ともマイナスという事態でした。本業における損益である営業損益段階も、販売費及び一般管理費の変動はあるも

の赤字です。営業外損益の雑収入により、当期損益段階では営業損益段階よりも改善していますが、平成11年度・平成13年度においては全ての損失をカバーするほどではありません。この3年間の企業会計ベースの損益状況に、「表2-1」や「表2-2」の単年度純収支等の状況で検討した傾向を重ねて考えると、平成12年度の例外的な損益状況（臨時場外車券売上の突出）を除けば、損益状況は構造的な赤字体質となっていると思います。このことは「減損の兆候」どころか、民間企業でいえばその事業の存続そのものに疑問符を付けられていることになると思います。既述のように繰越金がある間は、その範囲で収支差額マイナスの補填や一般会計への繰出あるいは基金の積み立ては可能ですが、現在の損益状況の継続を仮定すると、競輪事業継続のためには、近い将来、一般会計よりの繰入が必要となってくると考えられます。施行者でできる経費削減という努力は勿論ですが、既述のように、売上増加は一施行者ではどうにもならない点が多い経営環境です。しかし、与えられた開催内容・日程による売上高予測は可能ですから、単に次年度予算という短期計画ではなく、中長期の売上・損益計画（あるいは見通し）を策定して、合理的な意思決定を行っていく必要があると考えます。意思決定の方法としては、例えば「競輪事業経営検討委員会」（仮称、学識経験者や経営者などで構成）を組成して、その答申に基づき検討するというシナリオも考えられます。【意見】

表 4-4 企業会計ベースの経年比較

（単位：千円）

科 目	平成11年度	平成12年度	平成13年度
.売上高	16,044,422	16,380,646	13,475,885
.売上原価	16,277,883	16,390,458	13,772,031
売上総損益(-)	233,461	9,812	296,145
.販売費及び一般管理費	144,712	131,648	175,254
営業損益(- -)	378,173	141,460	471,400
.営業外損益	162,344	174,371	233,448
当期損益(- - +)	215,829	32,911	237,951
(比較) 官庁会計ベースの当期損失	78,639	127,071	21,206

以下のフロー情報の検討は、資本コストを考慮した場合のコスト増加額、霞ヶ浦振興公社を結合した場合の損失増加額及び損益分岐点分析による達成すべき売上額を示しています。中長期の売上・損益計画策定の参考として考慮すべき点です。

イ．資本コストを考慮した場合のコスト増加額

地方自治体が行う競輪事業の本質は、民間企業が行う収益事業と変わりません。それどころか、様々な点で民間企業より優遇されているといえます。最大の点は、法人税等の税金が課税されないことです。また、事業自体もいわば独占的な施行権(競輪を施行する権利を賦与されている地方自治体は全国約3,300中の2%にも満たない割合であることから)を持っているといえます(もちろん、経済産業省をはじめ関係諸団体との法的取決めによる、経営上の制約条件というデメリットもあります)。民間企業と比較する場合、さらに考慮すべきは、資本コストの発想です。すなわち民間企業であれば、拠出された資本に対して配当・利子という形で、コスト負担があります。配当については競輪事業から一般会計への繰出金を擬制し、また、利子についてはすべて自己資本により設備を賄ったので不要とすることもできますが、いわゆる他人資本(借入金)による設備投資ということも考慮してみる必要があると思います。例えば、競輪施行者のなかには、自前の競輪場を持たない、いわゆる借上げ施行者が存在します。東海地区でも三河四市競輪組合、尾張七市三町競輪組合、岐阜県西濃町村競輪組合等がありました。これら施行者は競輪場を借用するための使用料(2~5%)を支払わなければならないため、ほとんどは赤字経営になり、多くの施行者は撤退しています。このように競輪場設備を持たない施行者が負担していた使用料相当のコストについては、自前で競輪場を持つ施行者は負担しなくてもよいのでしょうか。この点は、企業会計ベースの中で、減価償却費負担で代替できるという考え方もありますが、そもそも、競輪場設備建設の調達資金に対するコストは考えていません。そこでここでは、競輪場の土地を借入金で取得したと仮定し、その借入金利息を資本コストとしてみなして、増加費用を試算してみました。さらに、損益に無関係な税金である固定資産税の課税も考慮して、企業会計ベースの当期損失が更にどのくらい増加するのかを示したのが「表4-5」です。この試算では、更に約1億円の損失が生じる計算となります。

表 4-5 資本コスト(支払利息)と固定資産税を想定した場合の損失額 (単位:千円)

科 目	平成13年度
企業会計ベースの当期損失	237,951
支払利息	45,503
固定資産税	58,050
差引:当期損失	341,505

(注) 1. 競輪場の土地(1,978,418千円)を借入金で取得した場合を想定しました。借入残高の変更がないとし、レートは年度末の長期プライムレートを使用しています。

2. 土地は平成13年度の土地台帳上の評価額に税率を乗じ、償却資産は試算した

償却後簿価の70%の固定資産税評価額相当額に税率を乗じて、固定資産税としました。

ウ．霞ヶ浦振興公社を結合したフロー情報

霞ヶ浦振興公社の平成13年度の収支計算書を「表4-6」のように「競輪事業」と「その他の事業」に区分し、それぞれの損益状況をみると、競輪事業はプラスになっていますが、その他事業はマイナスとなっていました。また、競輪事業のプラスの理由は、競輪特別会計等からの補助金等収入が大きいことによります。この補助金等収入(運営補助金21,676千円、四日市競輪への出向人件費負担金37,180千円等)がなければ、収支は大幅の赤字です。また、霞ヶ浦振興公社の主要事業である霞ヶ浦会館の利用状況をみると、平成13年度延べ宿泊人員の64%は競輪選手で、同様に宿泊・食事収入額のうち、66%は競輪選手に係るものでした。このように収入の大部分を四日市市あるいは競輪事業関係から受け入れている状況です。この点から、霞ヶ浦振興公社の事業の大半は四日市競輪事業に係るものであり、四日市競輪事業全体の採算性を見るには、ストック情報(貸借対照表)で霞ヶ浦振興公社との結合表を作成して検討したように、フロー情報についても両者の収支を結合させて見る必要があると考えます。

表 4-6 霞ヶ浦振興公社の収支計算書(平成13年度) (単位:千円)

	競輪事業	その他事業	合計
収入の部			
事業収入	59,655	31,050	90,706
補助金等収入	61,656	8,311	69,968
その他	666	414	1,081
特定預金取崩収入	12,070	7,507	19,578
合計	134,049	47,284	181,334
支出の部			
事業費	123,021	49,809	172,830
管理費	4,104	2,552	6,657
特定預金支出	3,192	1,985	5,178
合計	130,318	54,347	184,666
当期収支差額	3,731	7,063	3,332

(注) 競輪事業とその他事業の区分において、直接収支の配賦ができない共通項目は、霞ヶ浦会館の延べ宿泊人数の比で按分しました。

平成13年度の四日市競輪特別会計(官庁会計ベース)の数値と、平成13年

度の霞ヶ浦振興公社の収支計算書（公益法人会計基準ベース）の数値を、企業会計における損益計算書の様式に組み替えて、両者を合算し、四日市市から霞ヶ浦振興公社への負担金・補助金（合計58,856千円）を相殺した「結合損益計算書」作成すると以下ようになります。

表 4-7 平成 13 年度官庁会計ベースの結合損益計算書 (単位:千円)

科 目	官庁会計ベース (競輪事業単独表)	官庁会計ベース (霞ヶ浦振興公社 との結合表)
.売上高	13,475,885	13,566,591
.売上原価	13,560,627	13,674,602
売上総損失(-)	84,742	108,010
.販売費及び一般管理費	169,912	176,570
営業損失(- -)	254,654	284,580
.営業外損益	233,448	245,642
当期損失(- - +)	21,206	38,938

「表4-7」より、霞ヶ浦振興公社を合算した競輪事業全体の損失は、更に約17,732千円増大する結果となります。この当期損失 38,938千円が、官庁ベース本来の四日市競輪事業の単年度収支の状況です。財団法人と市役所(地方自治体)という法制上別団体であることから、通常の決算では見えてこないものが、このように実質的に一つの事業として捉えてみると、実態が明確になります。この損益計算書は企業会計ベースではありません。従って、企業会計ベースの損益計算書によれば、発生主義による費用項目の認識により、さらに赤字は増加することになります。

エ．損益分岐点から見た必要売上額

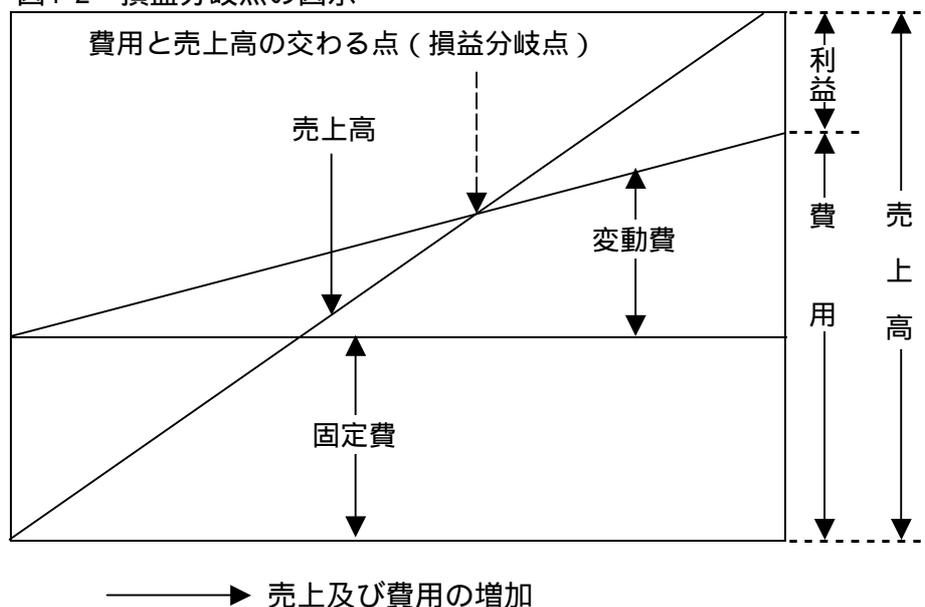
企業会計における原価分析・利益計画の手法の一つに損益分岐点分析があります。損益分岐点とは、売上額と総費用額が一致する点(売上高)を言い、実際の売上高がこの点を上回れば利益が計上され、下回れば損失となる点をいいます。具体的には次の算式により求められます。

図4-1 損益分岐点の計算式

$$\frac{\text{固定費}}{1 - \frac{\text{変動費}}{\text{売上高}}} = \frac{\text{固定費}}{\text{限界利益率}} = \text{損益分岐点}$$

損益分岐点の売上と費用の関係は次の「図4-2」のように図示されます。

図4-2 損益分岐点の図示



官庁会計ベースと企業会計ベースの損益計算書を基に費用を変動費と固定費に分解して、損益分岐点を試算してみました。損益分岐点売上高をそれぞれ3年間の経年比較をすると次のようになります。

表 4-8 損益分岐点

(単位:千円)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
1.車券売上高	15,898,012	16,149,047	13,303,147
2.変動費	13,413,118	13,544,314	11,118,950
3.車券限界利益(1-2)	2,484,893	2,604,733	2,184,197
4.車券限界利益率(3÷1)	15.6%	16.1%	16.4%
< 官庁会計ベース >			
5.固定費	2,490,200	2,344,473	2,197,265
6.損益分岐点売上高(5÷4)	15,931,965	14,535,464	13,382,743
7.損益分岐点比率(1÷6)	99.8%	111.1%	99.4%
< 企業会計ベース >			
8.固定費	2,700,723	2,571,821	2,422,148
9.損益分岐点売上高(8÷4)	17,278,859	15,944,997	14,752,424
10.損益分岐点比率(1÷9)	92.0%	101.3%	90.2%

官庁会計ベース及び企業会計ベースとも、費用分解後の固定費が毎年減少していることと、限界利益率が改善していることにより、損益分岐点売上高は低下しています。このことは傾向として、数字上は黒字転換点に向かっていくといえます。とはいえ、現状は依然水面下にあり、平成13年度に損益ゼロ(損益分岐点)に到達するには、官庁会計ベースで79,596千円、企業会計ベースで1,449,277千円の売上高の増加が必要であったという結果です。

5 平成14年度の新施策

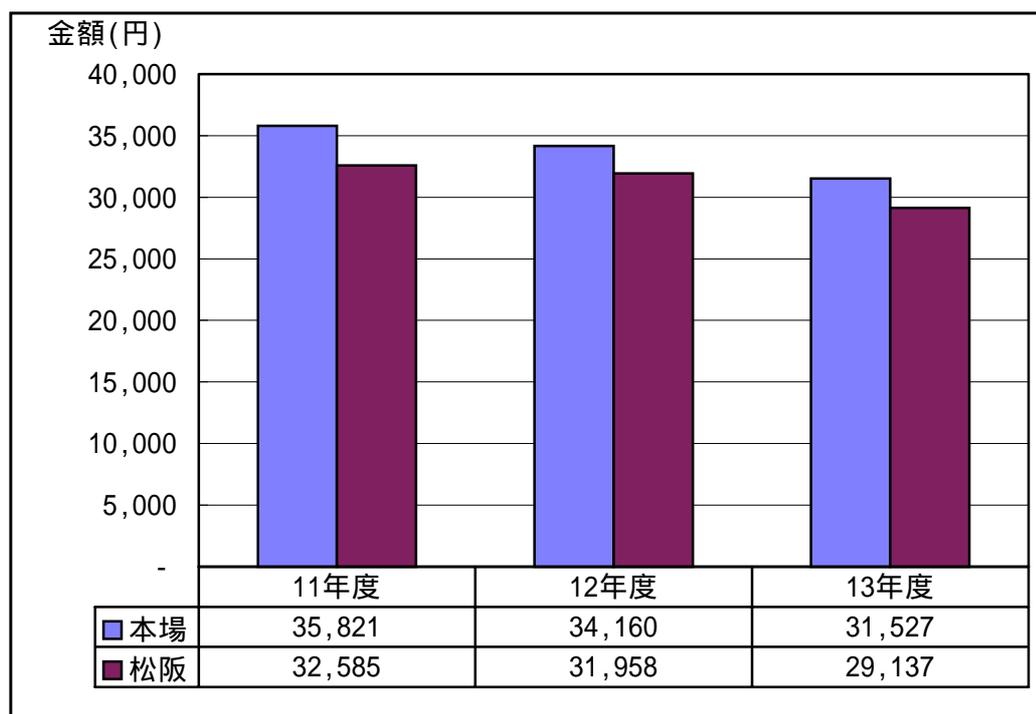
(1) ナイター競輪導入の効果

競輪事業で、初めてのナイター競輪が実施されたのは函館競輪で、売上高が前年同時期に比べ180%あるいは電話投票が売上の50%を占める等、大きな効果があったとのことから、他の施行者もナイター競輪の導入を始めています。四日市市においても平成14年10月、中部地区で初のナイター競輪の実施に踏み切りました。売上増対策等としてこのように実施されたナイター競輪ですが、その効果はどうか、まだ開始したばかりでデータとしては不十分ですが、以下検討してみました。

ア. 事業収支の見込み

過去3年間の本場車券売上高及び松阪場外車券売上高について、来場者一人当たりの車券購入金額を算定すると、「図5-1」のようになります。

図5-1 過去3年間の一人当たり車券売上高



入場者数の減少と本場・松阪場外の売上高の減少により、来場者の一人当たり車券購入額は逡減しています。この打開策として、四日市競輪はナイター競輪を実施することで入場者増を図っています。ナイター競輪は既述の通り電話投票の増加が見込まれるため、売上増が期待されて

います。事業課作成の「ナイター競輪導入の収支の見込」によると、当初以下のように計画されておりました。

表 5-1 ナイター競輪の収支見込

< 売上高 >				
550,000千円 (1節、3日分で内容は、本場売上高250,000千円、電話投票売上高200,000千円、場外売上高100,000千円からなります。現在の普通競輪の平均的実績の375,000千円に対して、175,000千円の増加を見込んでいます。)				
< 経費 >				
選手手当				
賞金 ナイター手当	15,000円 / 人 ×	100人 ×	3日 =	4,500千円
宿泊	3,200円 / 人 ×	90人	=	288
夜食	1,000円 / 人 ×	100人 ×	3日 =	300
従業員割増手当	1,000円 / 人 ×	315人 ×	3日 =	945
警備員増強分	12,000円 / 人 ×	10人 ×	3日 =	360
照明代	250,000円 ×		3日 =	750
C S 放送代	2,100,000円 ×		3日 =	6,300
交納付金				
1号交付金	175,000,000円 ×	0.015	=	2,625
2号交付金	" ×	0.014	=	2,450
3号交付金	" ×	0.0028	=	490
公営企業金融公庫	" ×	0.012	=	2,100
中部自転車競技会	" ×	0.0104	=	1,820
電話投票経費				
業務負担金	180,000,000円 ×	0.0102 × 1.05	=	1,928
サービス分担金	180,000,000円 ×	0.01 × 1.05	=	1,890
(C S 放送がない場合 約20,000,000円)				
場外車券発売経費	100,000,000円 ×	0.1365	=	13,650
		経費 計		40,396
< 収支 >				
従って、増加売上から払戻金(75%)を除いた、43,750千円から、経費の支出40,396千円を差し引いた3,354千円を収益金と見込んでおりました。				
43,750千円 - 40,396千円 = 3,354千円				

(注)これらの見込数値は平成14年度予算審議に関して、議会に提出された資料によつておきます。

イ．平成14年10月以降の実績と当初見積

四日市市のナイトー競輪は平成14年度第5回競争の後節（平成14年10月7日～9日）及び第6回競争の前節（平成14年10月15日～17日）において行われました。その実績を事前の見積と比較すると以下のような結果でした。

表5-2 ナイター競輪の実績と見積の比較

（単位：千円）

	実績 (事業課集計に 基づく)	事前見積 (「表5-1」に 基づく)	差額(-)
車券売上高	1,098,752	1,100,000	1,247
払戻金	824,064	825,000	935
差引	274,688	275,000	311
一般席入場料	868	770	98
特別席入場料	881	1,055	174
入場料収入計	1,750	1,826	75
各種交付金等支出	78,733	78,801	67
開催経費	215,288	204,898	10,390
その他収入	23,000		23,000
収支	5,415	6,873	12,289

(注)事前の見積はナイトー競輪によりどれだけの収益が増加し、どれだけの経費が増加するかという増差額であったので、ナイトー競輪の実績値と比較できるように経費については、平成13年度第5回競輪(平成13年9月8日～9月11日、10月9日～10月11日)を参考にして試算しました。また、実績には場外売上高に係る経費が含まれていません。

「表5-2」のように、試算による事前の見積では、収支差額がマイナスであったと考えられます。この点については、事業課の説明によると、ナイトー競輪の実施は収支の改善が目的ではあるものの、平成14年度は導入時期の関係（ナイトー設備の工事完了が9月末で、10月に2節を試行的に実施）から大きな売上貢献を期待せず、平成15年以降のナイトー競輪の定着と黒字化を見込んだためとのことでした。実績の車券売上高は、ほぼ当初の見積どおりでした。開催経費の実績が見込み額より多くなった理由について事業課に質問したところ、「四日市初のナイトー競輪であり、広告宣伝という新規ファン拡大等につながるPR事業に助成が受けられることが見込まれたため、新規ファン確保をねらい各雑誌、テレビスポットでの周知に加え、民放テレビの中継を実施したためである。」との回答でした。これらの経費額は合計で3,268万

円です。その他収入は財団法人日本自転車普及協会からの助成金であり、競輪のファンの増大及び売上高や来場者増加につながる貢献をしたものとして700万円、ナイトー競輪を新規に行ったものとしての1,600万円で、合計2,300万円によるものです。事業課によると「この助成金は平成14年度単年を対象としたものであり、来年以降は同額の計上は見込める保証はない。」とのことです。このように地上波テレビ放送や広告宣伝の効果をどう見るかにもよりますが、場合によっては収益を圧迫することもあります。従って、収支については決して楽観できる結果ではなく、今後も収益改善努力を続けることが必要と思います。

ウ．ナイトー競輪を実施しなかった場合との比較

ナイトー競輪を実施しなかったと仮定した場合、すなわち、昨年度と同じ内容の開催であったとした場合との比較を行うと「表5-3」のような収支結果が想定されます。なお、便宜上、実績は平成14年度第5回競争の後節（平成14年10月7日～9日）及び第6回競争の前節（平成14年10月15日～17日）において行われたナイトー競輪の実績を用い、昨年同時期の開催収支については平成13年度第5回競輪（平成13年9月8日～9月11日、10月9日～10月11日）の実績をもって比較を行いました。

表5-3 ナイター競輪を実施しなかった場合との比較 (単位：千円)

	実績 (事業課集計に 基づく)	昨年同時期 (ナイター競輪 を実施しない 場合とみなす)	差額(-)
車券売上高	1,098,752	686,444	412,308
払戻金	824,064	514,833	309,231
差引	274,688	171,611	103,077
一般席入場料	868	770	98
特別席入場料	881	1,055	174
入場料収入計	1,750	1,826	75
各種交付金等支出	78,733	50,437	28,296
開催経費	215,288	150,712	64,576
その他収入	23,000		23,000
収支	5,415	27,712	33,128

「表5-3」のように、前年同時期に開催された競輪と比較すると車券売上高は増加（前年より60%増加）し、事業課による集計では収支についても改善されています。なお、車券売上高の内容を細分析すると以下の点が分かりました。

表5-4 車券売上高の電話投票の割合 (単位：円)

	H14 ナイター競輪 10月7日～9日、10 月15日～17日	売上に対する 構成比率	前年同時期 H13 第5回競輪 (9/8～9/11、10/9 ～10/11)開催	売上に対する構成 比率
車券売上	1,098,752,200	100.00%	686,444,200	100.00%
うち電話投票	393,732,200	35.83%	67,559,400	9.84%

最初に述べた函館競輪の例と同じく、四日市競輪においてもナイター競輪は通常競輪に比べ、車券売上高に占める電話投票の割合が増加しています。平成13年度の車券売上高全体に対する電話投票の割合は14.8%でした（「図3-3」参照）が、それを大きく超えています。ナイター競輪実施により、電話投票による車券売上高の増加が見込めるといえます。

エ．他のナイトー競輪実施競輪場との比較

ナイトー競輪を実施している他の競輪場の車券売上高の状況と比較すると以下の通りでした。

表5-5 ナイター競輪開催の1日当たり車券売上高 (単位：千円)

競輪場	函館	平塚	小倉	川崎	四日市
1日当たりナイトー車券売上高	340,478	486,266	256,808	486,266	183,125
うち電話投票	93,811	107,331	102,002	107,331	65,622
車券売上高に対する電話投票の比率	27.5%	22.0%	39.7%	22.0%	35.8%
平成13年度車券売上高	29,353,528	50,874,732	36,072,727	33,139,791	13,303,147

事業課作成決裁伺内資料、ナイトー競輪実施場売上状況表より作成

(注) ナイター車券売上高の数字は、四日市は平成14年度の実績を、他場については平成13年度の実績をもとに計算しています。

「表5-5」のようにナイトー競輪を実施している他の競輪場と比較すると四日市のナイトー競輪の売上高は大きくありませんが、平成13年度車券売上高の欄で見ると他場に比べ四日市競輪の売上規模が小さいため、ナイトー競輪実施による売上増加効果も少額となると思われます。その一方でナイトー車券売上高全体に対する電話投票の比率は小倉競輪場について高くなっています。ナイトー開催の時間帯等の理由によるのかも知れませんが、記念競輪など通常の競輪以外の場合に電話投票の割合が高いことと類似しています。ナイトー競輪が浸透するに従い、電話投票による車券売上高の増加が期待されます。

オ．投資額と回収期間の算定等

ナイトー競輪実施のため、平成14年度に四日市市は霞ヶ浦振興公社を通して、ナイトー競輪用照明、競輪場バンク内テニスコート、競輪場バンク内グラウンドゴルフ場の3工事を、投資額合計261,765千円で行っています。このうち、ナイトー競輪に必要な投資はナイトー競輪用照明のみであり、按分計算によると、ナイトー競輪に対する投資額は246,035千円と考えられます。この投資額を「ウ．ナイトー競輪を実施しなかった場合との比較」において用いた収支改善額10,128千円(ここでは、その他収入の助成金23,000千円は1回限りのものとして無視)をもって投資回収を行うと仮定します。即ち、前年赤字

額から比較して36.6% (10,128千円 ÷ 27,712千円) 改善しているとします。平成15年度のナイトー競輪開催予定期間は5月から10月であり、例年この6ヶ月間には第2回から第7回の36日間の競輪が開催されます。平成14年度の第2回から第7回競輪の施行者純収入実績は合計で69,313千円の赤字でした。この赤字額が36.6%改善されるとすると約25百万円となります。この改善予想額が毎年維持され、投資回収が可能であるとするならば約10年で投資回収が可能(時間価値は無視)となります。この試算は年間6回程度のナイトー競輪の開催を想定しています。しかし、この回数は四日市市が開催したいと希望する回数であって、実際には、ナイトー競輪などの競輪開催日程は他場との調整を経る必要があります。また、36.6%の改善という数値はあくまで、平成14年度の実績であり、来年もこの改善率を達成するには相当の努力が必要です。

また、ナイトー競輪の導入のための設備投資により、どのくらいの売上高増加が必要とされるか、既述の「4 企業会計方式によるストック及びフロー情報の試算 (2) フロー情報(損益の状況) 工. 損益分岐点からみた必要売上額」により検討します。平成14年度の設備投資額246百万円の投資内容である、照明設備の耐用年数を15年として計算すると(1年当たり減価償却費として16百万円の固定費増)、おおよそ97百万円(16百万円 ÷ 16.4% (平成13年度の限界利益率と同一と仮定))の売上増が必要となります。

このように、新たな設備投資を計画する際には、そのため追加売上がどの程度必要となるか、回収期間が何年か等をこのような手法により算出し、設備投資の効果の事前評価に利用する必要があると思います。【意見】

(2) 新賭式導入の効果

四日市市は、新しい車券購入による当たり券算定方式の「新賭式(しんかけしき)」を導入するため、平成14年度に1,058,500千円の補正予算を組み、そしてその予算は平成14年9月議会において可決されました。この予算内訳の主なものは投票機器・映像機器使用料であり、これは平成14年度から平成19年度までの5年間リース料として処理される予定(債務負担行為)です。新賭式の導入は平成15年1月からの予定とされ、実際に平成15年1月の競輪から実施されました。

(注)新賭式とは、現行の2賭式(枠番2連勝複式、車番2連勝単式)に新設及び復活する5賭式(枠番2連勝単式、車番2連勝複式、車番3連勝複式、車番3連勝単式、拡大2連勝複式)を追加した7賭式を総称したものです。新たなハード・ソフトの投資が、新賭式による当たり車券の配当計算のため必要となります。

四日市市が9月議会に提出した「四日市競輪場における新賭式の実施について」(平成14年6月28日付)によると、四日市競輪に新賭式を導入する必要性については以下のように説明されていました。

新賭式を導入した他場のデータによると入場者、本場売上高とも平均約3割増となっている。また、東海地区での導入は平成13年9月の大垣競輪場に次ぐ2番目となり、当面の創業者メリットが見込める。

全国47競輪場の大半(31場)が平成14年度中に新賭式の導入を実施または予定する中、四日市競輪が新賭式を導入しなかった場合、平成15年8月に実施する「ふるさとダービー」や同年5月以降本格実施するナイトー競輪他における臨時場外車券売場数の減少による売上高への影響が懸念される。さらに、今後、特別競輪を誘致する上で非常に大きな障害となることが想定される。

四日市競輪が新賭式を未導入のまま、他場の臨時場外車券売場を設置した場合、売上高への悪影響や来場者・車券購入者の混乱等のデメリットが想定される。

また、平成14年6月28日付で特別競輪等運営委員会の委員長名で四日市市長宛てに、「委員会の総意として、平成15年度の特別競輪等を開催することが決定している競輪場・施行者に対し、同年度における各特別競輪等の開催までに、新勝者投票法(新賭式)を導入することを要請することが決定された」旨の通知があり、新賭式の導入へと後押しされました。

事業課は、平成19年度までの収支について、新賭式を導入した場合のシュミレーションを作成しています。それらのシュミレーションは以下の通りです。

表5-6 新賭式を導入しない場合 (単位:百万円)

項目 \ 年度	13	14	15	16	17	18	19
歳入合計	14,615	15,481	27,141	15,692	14,525	13,478	12,335
歳出合計	13,881	14,809	25,980	14,693	13,712	12,949	12,215
差引収支	734	671	1,160	998	813	528	119
単年度収支	171	63	489	162	185	284	408
繰出金	50	10	100	10	10	10	10
基金残高	100	200	300	300	300	300	300
備考		ナイトー競輪開催	ふるさとダービー開催				

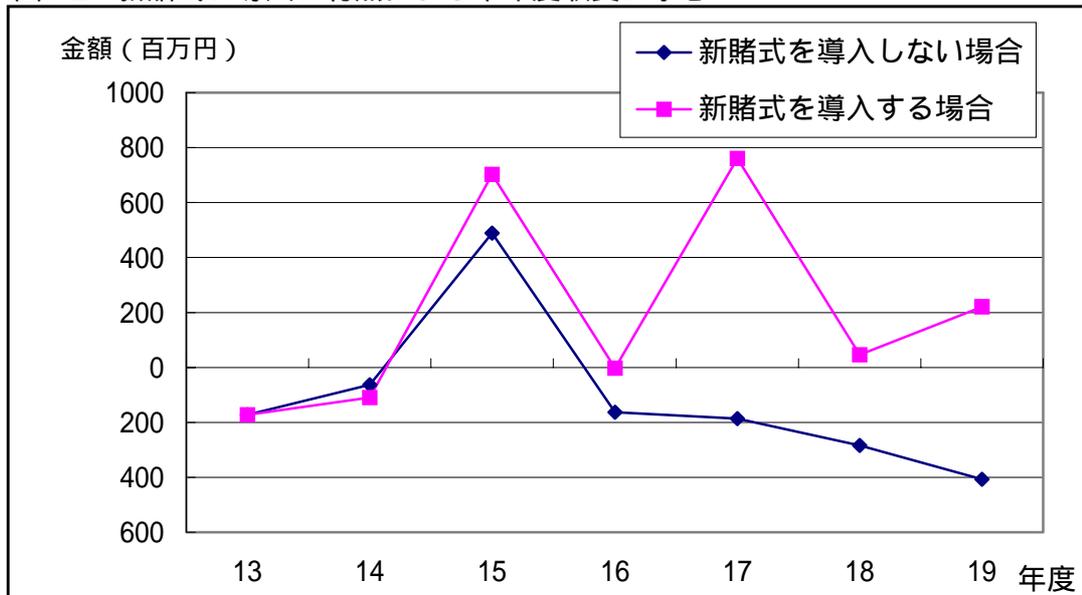
表5-7 平成14年度に新賭式を導入する場合

(単位:百万円)

項目 \ 年度	13	14	15	16	17	18	19
歳入合計	14,615	15,481	30,257	17,904	30,901	18,663	18,709
歳出合計	13,881	14,856	28,930	16,580	28,816	16,531	16,356
差引収支	734	624	1,327	1,323	2,085	2,132	2,353
単年度収支	171	109	702	3	761	46	221
繰出金	50	10	100	50	100	50	50
基金残高	100	200	300	300	400	400	400
備考		ナイト競輪開催	ふるさとダービー開催		ふるさとダービー開催を加味		

以上を図示すると以下ようになります。

図5-2 新賭式の導入の有無による単年度収支の予想



新賭式導入を行わない場合は歳入合計及び単年度収支とも「ふるさとダービー」を開催する平成15年度の後年度は、減少が続いています。

一方、平成14年度に新賭式を導入した場合は、以降の車券売上高が近時の車券売上高としては高水準である平成12年度のレベル(161億円)以上で推移し、これに「ふるさとダービー」による臨時場外車券売場分の売上高が平成15年度と平成17年度に加わると見込んでいます。これは過去に「ふるさとダービー」については2年連続または1年間隔を空けて同じ競輪場で開催されることが多かった他の競輪場の例から、シュミレーションに入れています。しかし、これは不確定な要素と考えられます。このような車券売上高等の見通しのもとでも、単年度収支は上記の水準で見ると手放しで喜ぶことができる

水準ではありません(平成16年度や平成18年度の予想)。さらに、霞ヶ浦振興公社が負担する部分を考慮すると新賭式導入によっても、四日市市の競輪事業は厳しい点に変わりはないと思います。新賭式の導入は既に決定され、実行に移されています。今後の四日市競輪の収支は予断を許さない状況にあります。既述のように新賭式用投票機器使用料(総額1,031百万円)はリース契約として、平成19年度までの債務負担行為です。このことは、その期間は契約義務があり、事業の継続が想定されているといえます。従って、この間は収支マイナスや一般会計からの繰入のような事態が生じないよう、一層の経営努力が求められます。

また、新賭式の導入のための設備投資により、どのくらいの売上高増加が必要とされるか、既述の「4 企業会計方式によるストック及びフロー情報の試算(2) フロー情報(損益の状況)エ. 損益分岐点からみた必要売上額」により検討します。平成14年度の設備投資(5年間のリースによる投票機器の導入 1,031百万円)により固定費増となるため、平成14年度以降、損益分岐点は上昇し、限界利益率が平成13年度と同一(16.4%)と仮定すると、企業会計ベースで平成14年度の損益分岐点売上高は313百万円(年度途中の導入のため)、平成15年度以降は1,255百万円売上高増加が必要となります。新たな設備投資の意思決定のためにはこのような手法も含めた管理会計によるデータを十分収集し、主観的・希望的判断を排して、設備投資の効果の事前評価に利用する必要があると思います。【意見】

以 上